

第2期 旭市子ども・子育て 支援事業計画

～ 子育てをみんなで支え合い 笑顔あふれるまち“あさひ”～
〔令和2年度 ▶ 令和6年度〕



令和2年3月
旭 市

は じ め に

子どもたちの未来は地域の未来です。旭市で生まれ育つすべての子どもたちが、可能性を伸ばし、希望を持ちながら元気に育つことは、家族はもちろん、社会全体の願いであります。

一方で、少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など子育てに不安や孤立を感じる要因が増えています。地域のサポートが充実し、子育てと仕事を両立できる環境の整備が十分であれば、子どもがほしいという希望をかなえられる人が増えるかもしれません。そうした現状を踏まえ、子育てを社会全体で支援する仕組みを構築していくことが必要になっています。

旭市では、国の定めた「子ども・子育て関連3法」に基づき「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育及び子育てに関連する施策を展開してきました。

「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」では、千葉県の子ども・子育て支援事業計画、また「旭市総合戦略」をはじめ「旭市地域福祉計画」との関係性を踏まえ、第1期計画の基本理念と基本目標を継承しつつ、達成状況の振り返りと見直しを図りながら計画を策定いたしました。

子どもや子育てを取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、引き続き、基本理念である「子育てをみんなで支えあい笑顔あふれるまち“あさひ”」の実現をめざして、各種施策の推進に努めてまいります。

すべての子育て家庭を、地域の皆様とともに支え、みんなの笑顔があふれるまちをつくっていただけるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました旭市子ども・子育て会議の委員の皆様、ニーズ調査やパブリック・コメント（意見募集）にご協力いただきました市民の皆様に深く感謝申し上げます。



令和2年3月

旭市長 明智 忠直

目 次

第1章 計画の策定にあたって



第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の対象	4
第4節 計画の位置づけ	4
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の策定体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



第1節 統計で見る本市の状況	9
第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況	20
第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状	22

第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本理念	37
第2節 基本的視点	38
第3節 基本目標	39
第4節 施策の体系	41

第4章 施策の展開



基本目標1 安心して子育てできる地域づくり	45
基本目標2 親と子の健康づくり	53
基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	58
基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり	66
基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	71

第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開



第1節 子ども・子育て支援新制度の全体像	87
第2節 新制度における給付制度	88
第3節 保育の必要性の認定について	89
第4節 教育・保育提供区域	91
第5節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	92
第6節 子ども・子育て支援給付	94
第7節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	99

資料編



1. 旭市子ども・子育て会議条例	115
2. 旭市子ども・子育て会議委員名簿	117
3. 施設一覧	118



第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成 31 年4月1日現在の総人口は 65,510 人、そのうち児童人口は 9,394 人で、平成 27 年の児童人口（10,294 人）と比べると 900 人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（２）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（３）地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成 29 年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第1期旭市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子育てに関連する施策を展開してきました。子どもの健やかな成長のために、環境を整えてきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、新たに「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたします。

第2節 計画の法的根拠

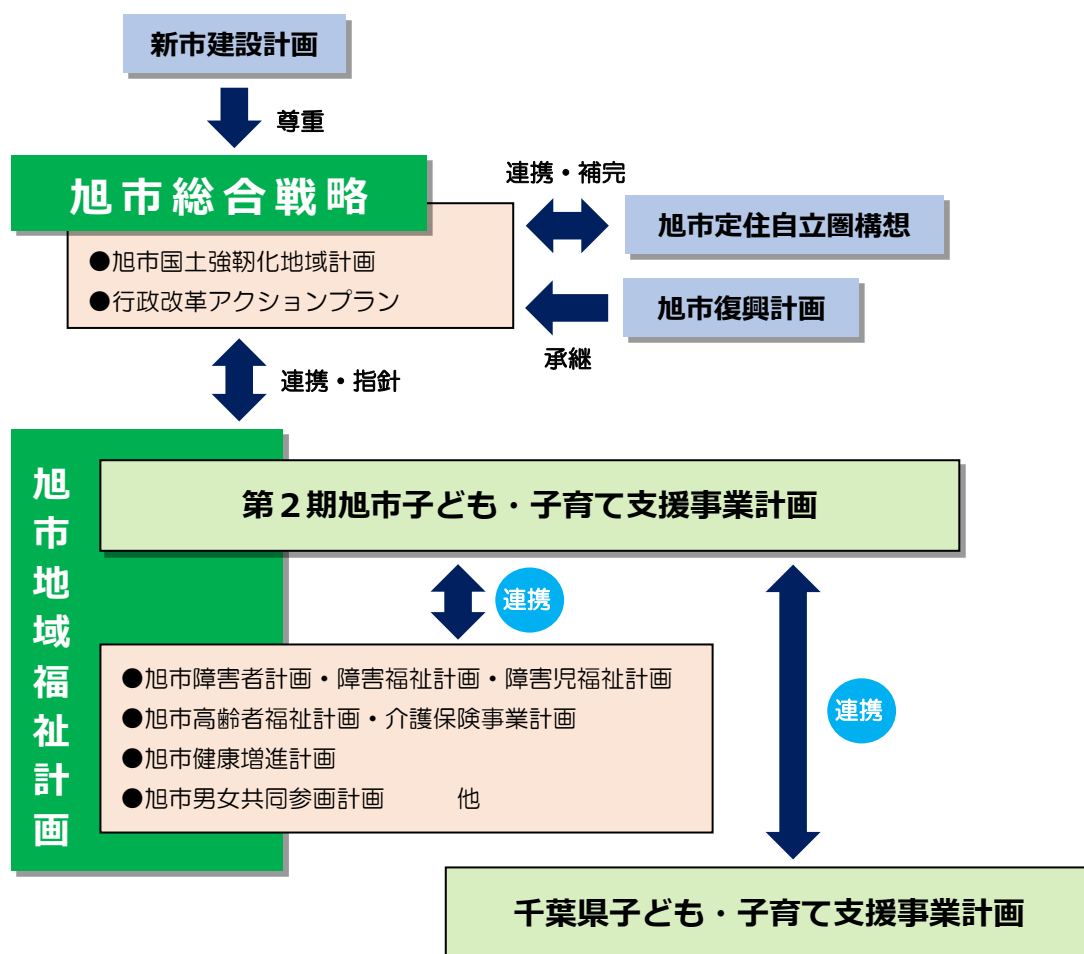
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人、及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね18歳未満とします。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「旭市総合戦略」をはじめ、「旭市地域福祉計画」、「旭市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の関連する計画との整合性を図り策定しました。



第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期 旭市子ども・子育て支援事業計画					第2期 旭市子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第6節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、子育て支援課が事務局を務める「旭市子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

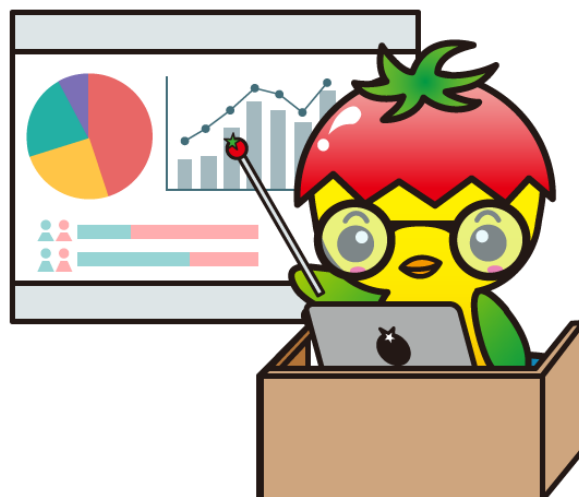
市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、平成30年12月11日から平成31年1月29日までの期間にアンケート調査を実施しました。

3. パブリック・コメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和元年12月16日から令和2年1月7日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

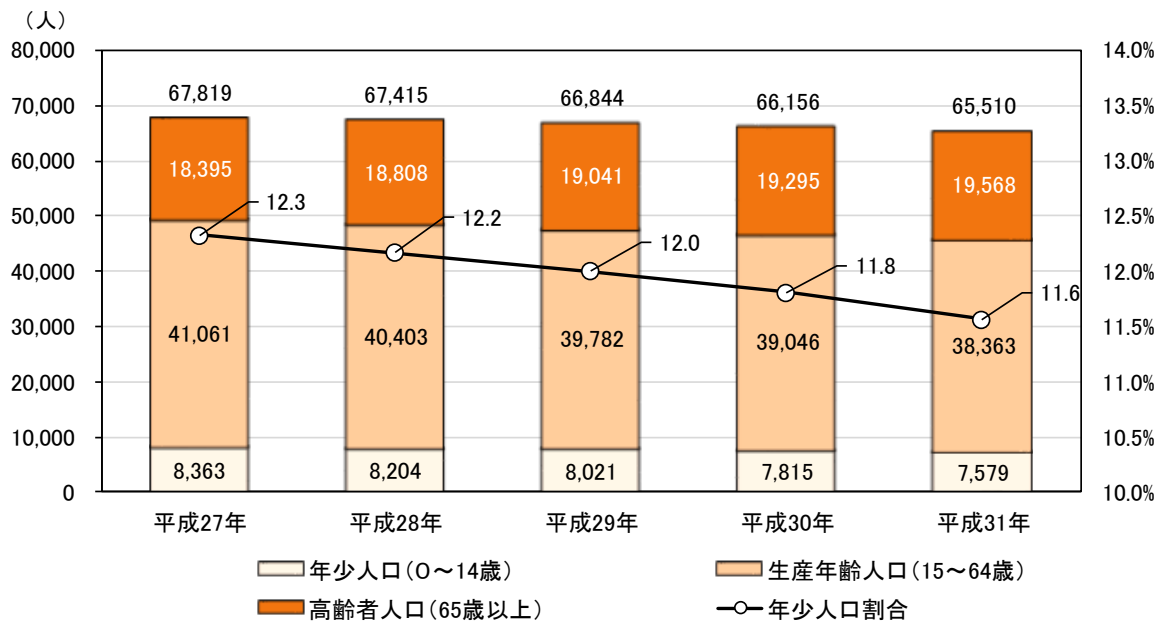
1. 人口の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成31年で65,510人と、平成27年の67,819人と比べて2,309人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。平成31年の年少人口は7,579人と、平成27年の8,363人と比べて784人の減少で、年少人口割合は11.6%となっています。

〈総人口と年齢3区分別人口の推移及び年少人口割合の推移〉



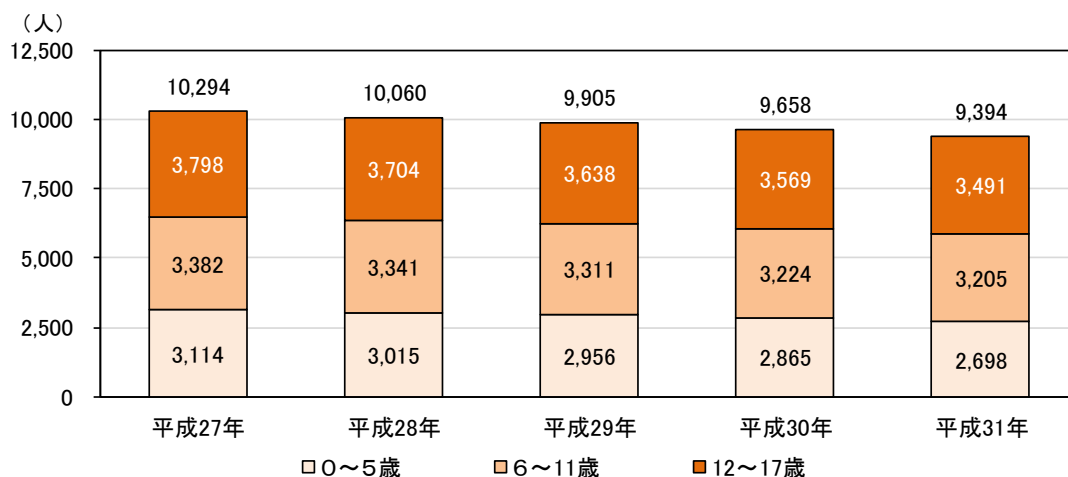
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

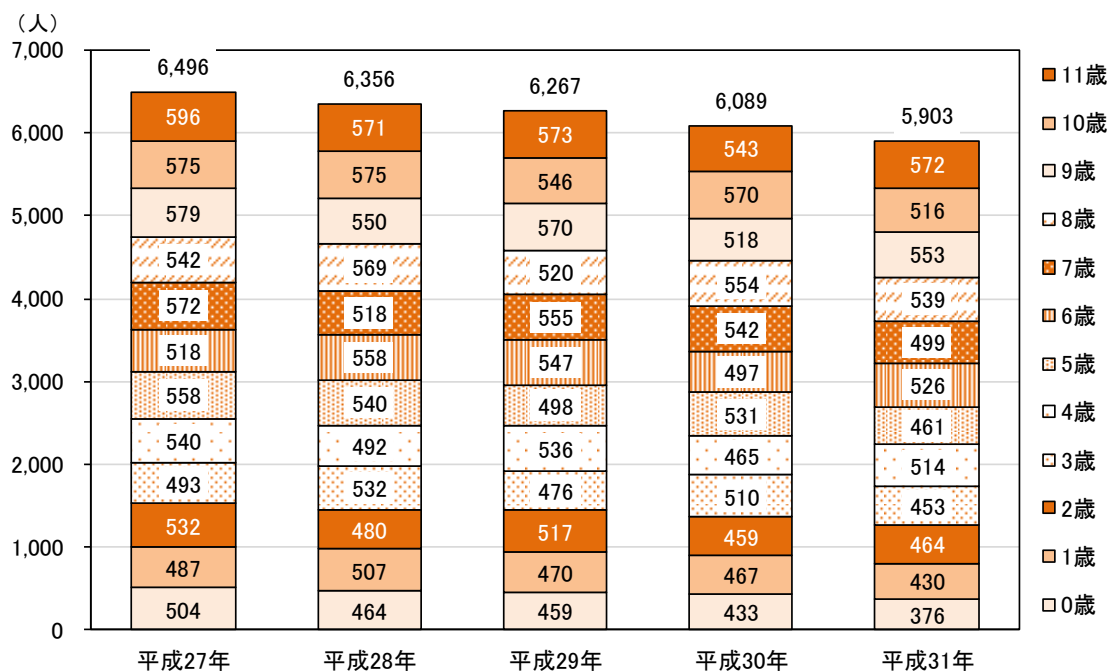
本市の児童人口は、減少傾向で推移し、平成31年で9,394人となっています。平成27年の10,294人と比べて900人の減少となっています。

11歳以下の児童人口(乳幼児及び小学校児童)は、平成31年で5,903人と、平成27年の6,496人と比べて593人の減少となっています。

〈児童人口の推移〉



〈11歳以下の児童人口の推移〉



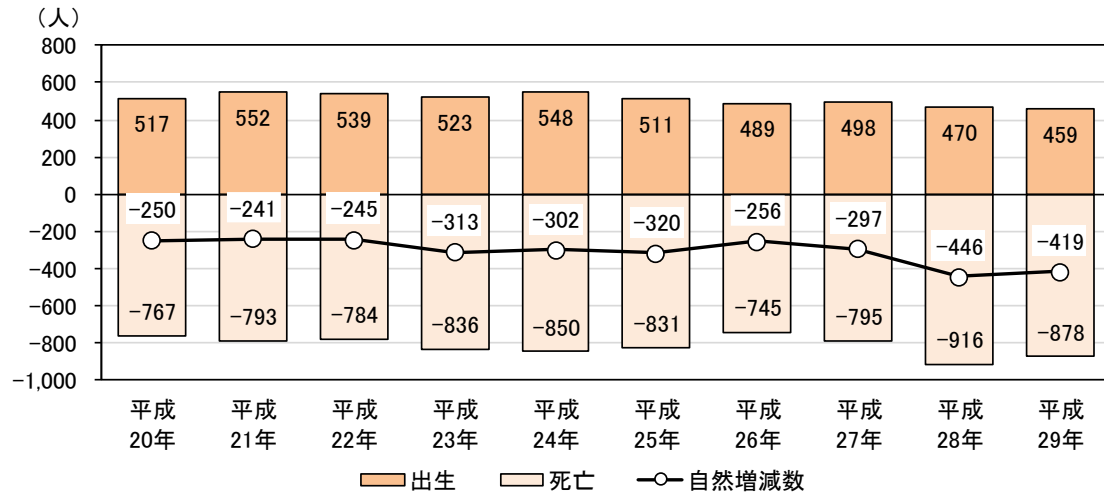
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態・社会動態の推移

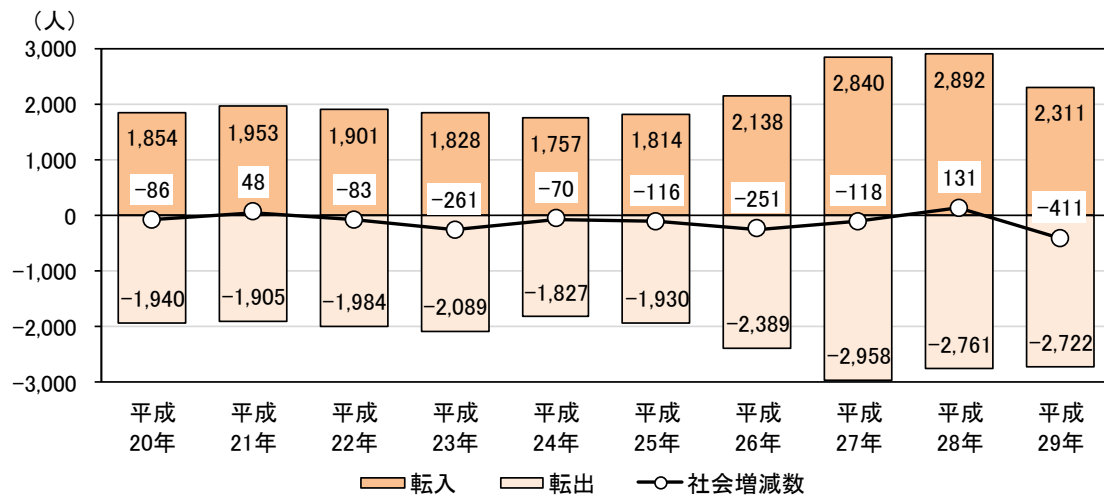
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、平成 29 年には 419 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成 21 年と平成 28 年を除き、マイナスとなっており、平成 29 年には 411 人のマイナスとなっています。

〈自然動態の推移〉



〈社会動態の推移〉



資料：千葉県常住人口調査

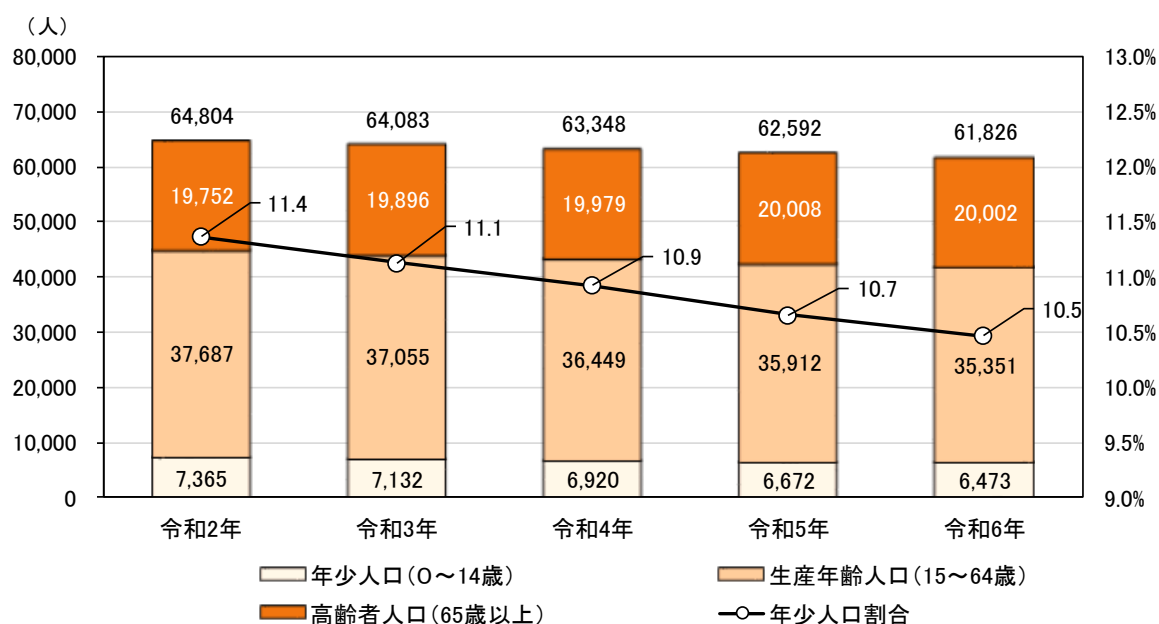
2. 人口の推計

(1) 計画期間における総人口と年齢3区分別人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法によって将来人口の推計を行ったところ年々減少を続け、令和6年の総人口は61,826人と予測されます。

年齢3区分別の人口推計をみると、高齢者人口は令和5年まで増加傾向で推移すると予測されている一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移すると予測されます。令和6年の年少人口は6,473人と、総人口に占める年少人口割合は10.5%と予測されます。

〈総人口と年齢3区分別人口の推計及び年少人口割合の推計〉



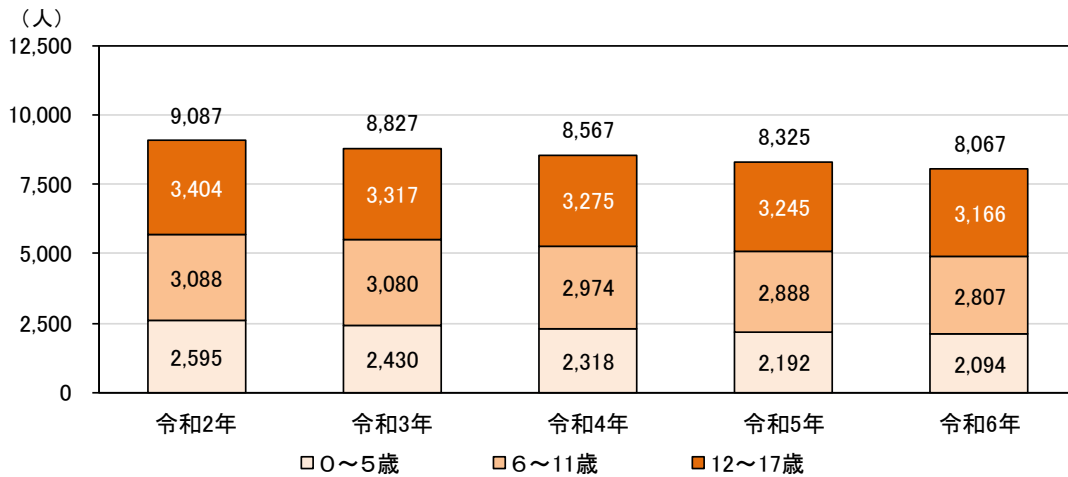
資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

(2) 児童人口の推計

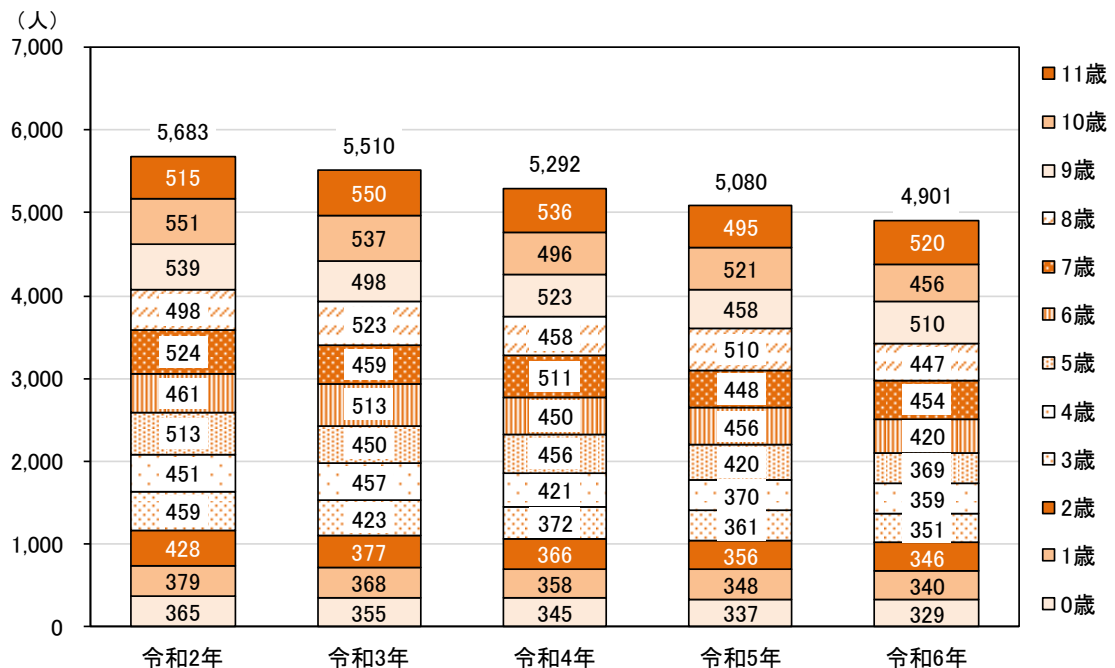
推計児童人口については、令和6年には0～5歳が2,094人、6～11歳が2,807人、12～17歳が3,166人になると予測されます。

11歳以下の推計児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和6年には4,901人と予測されます。

〈児童人口の推計〉



〈11歳以下の児童人口の推計〉



資料：各年4月1日現在（コホート変化率法による推計値）

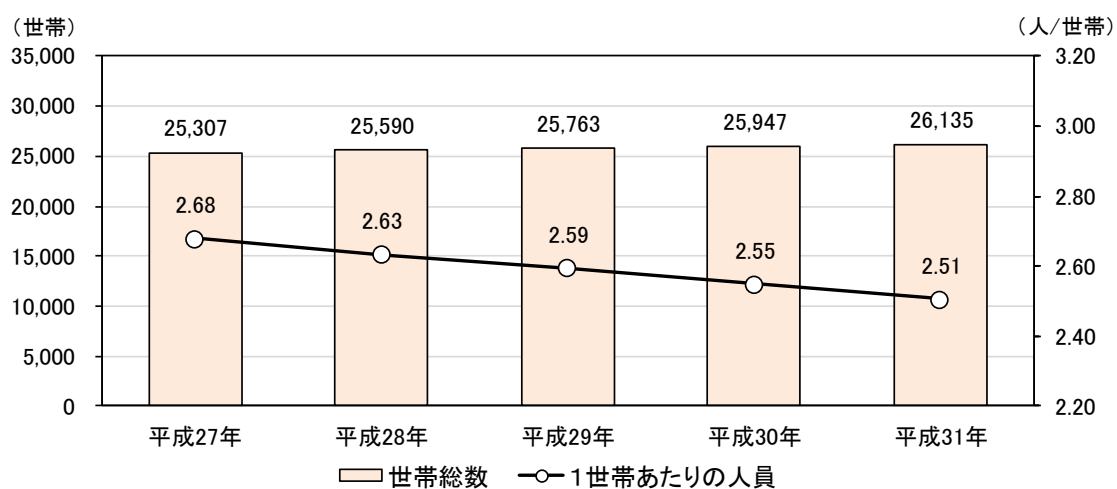
3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

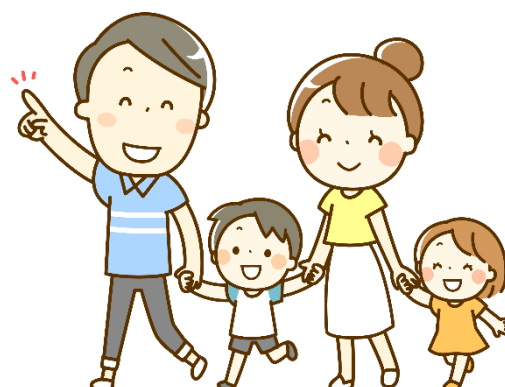
本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成31年で26,135世帯となっています。平成27年の25,307世帯と比べて828世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成31年は2.51人/世帯となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

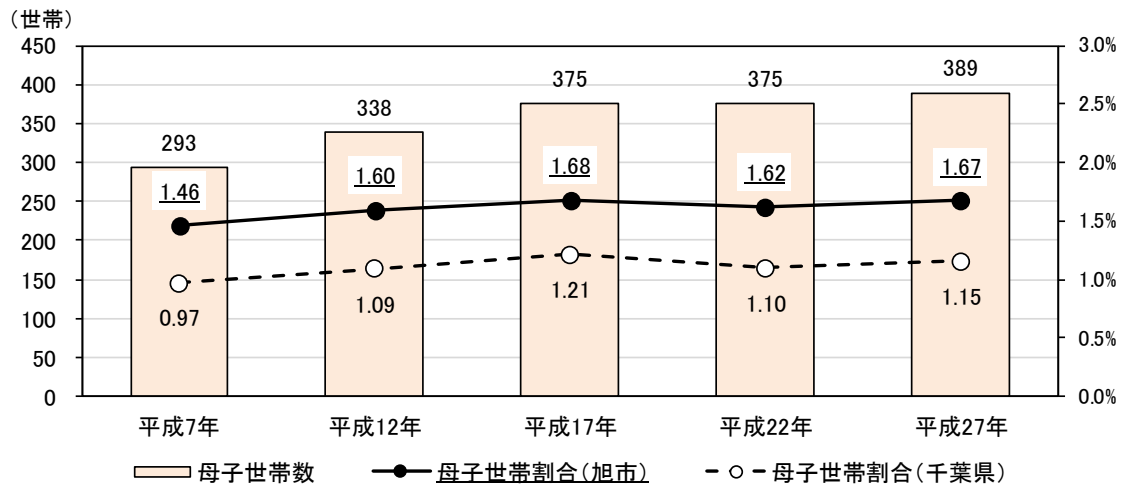


(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

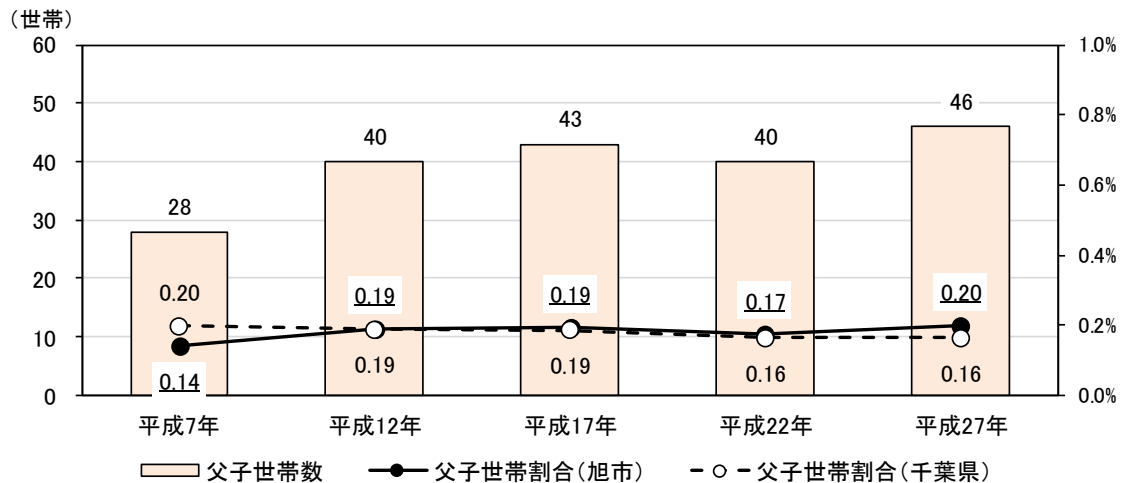
本市の母子世帯数は、平成27年で389世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.67%となっています。平成7年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、平成27年で46世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.20%となっています。平成7年以降で千葉県の父子世帯の割合と同様の数値で推移しています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



単位：世帯

一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
旭市	20,025	21,156	22,301	23,090	23,273
千葉県	2,008,600	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839

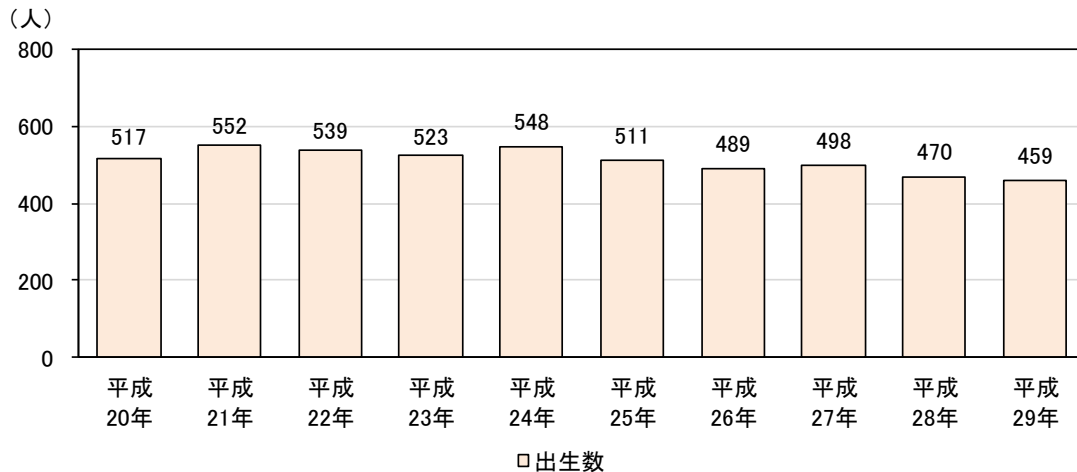
資料：国勢調査

4. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、概ね減少傾向で推移しており、平成 29 年は 459 人となっています。

〈出生数の推移〉

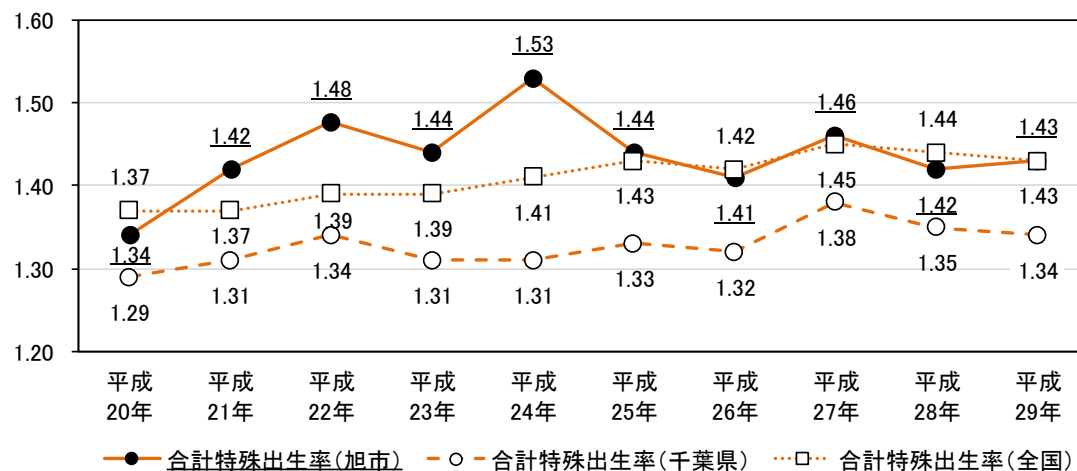


資料：千葉県常住人口調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 29 年では、本市が 1.43、千葉県が 1.34、全国が 1.43 となっています。平成 20 年以降、千葉県の数値を上回る数値で推移しているものの、全国の数値と比べてみると、平成 25 年から平成 29 年にかけては同様の数値となっています。

〈合計特殊出生率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

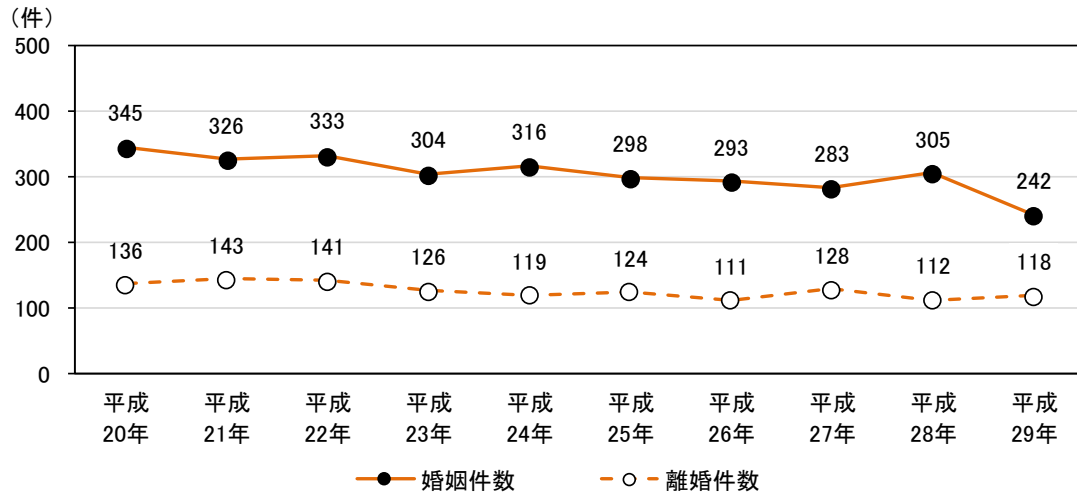
5. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、平成 29 年で 242 件となっています。
平成 20 年の 345 件と比べて 103 件の減少となっています。

本市の離婚件数は、横ばいで推移し、平成 29 年で 118 件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



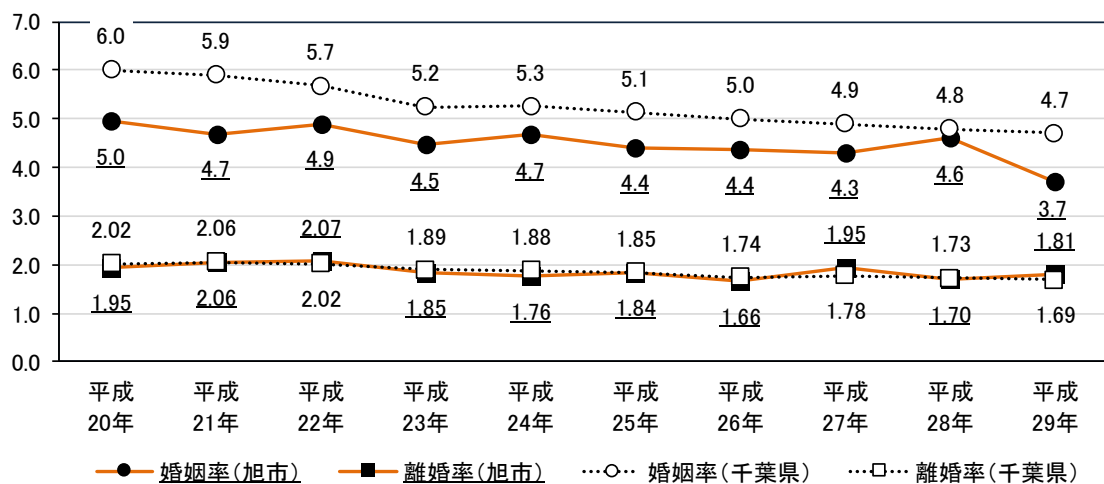
資料：千葉県衛生統計年報

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移し、平成 29 年は 3.7 となっています。

本市の離婚率は、千葉県と同様の数値で推移し、平成 29 年は 1.81 となっています。

〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉



資料：千葉県衛生統計年報

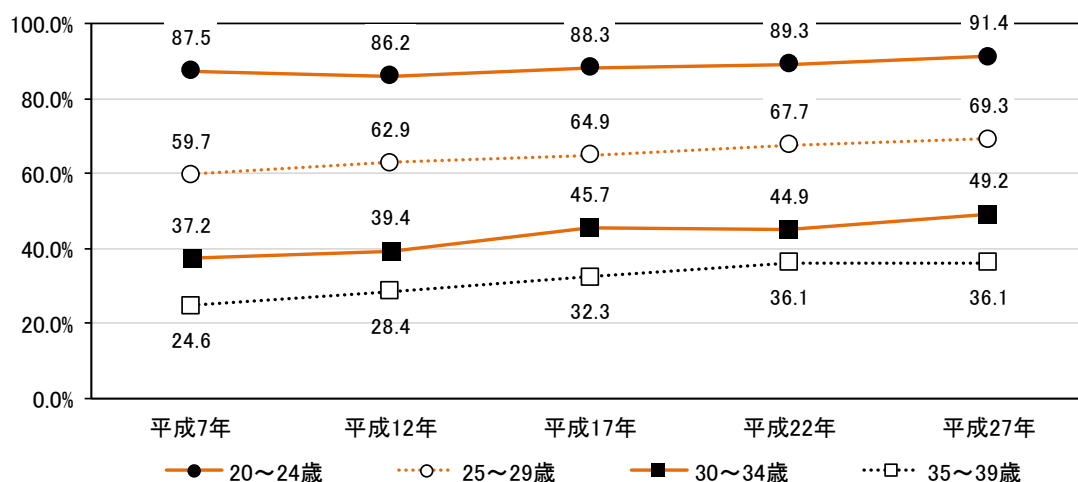
(3) 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、平成7年と比べて、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で3.9ポイント、25～29歳で9.6ポイント、30～34歳で12.0ポイント、35～39歳で11.5ポイントの増加となっています。

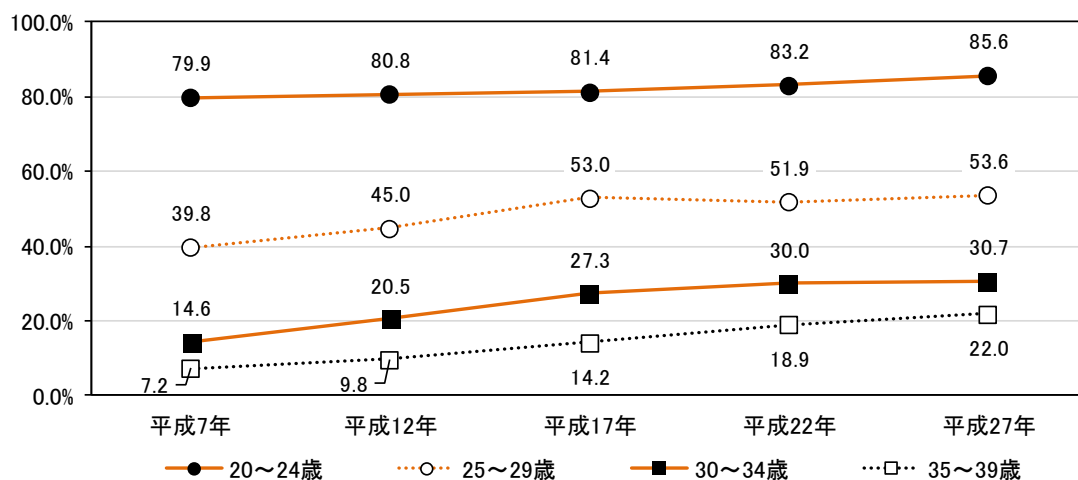
本市の女性の未婚率は、平成7年と比べて、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で5.7ポイント、25～29歳で13.8ポイント、30～34歳で16.1ポイント、35～39歳で14.8ポイントの増加となっています。

特に30～34歳、35～39歳の増加率が大きく、非婚化、晩婚化の傾向が高くなっています。

〈5歳階級別の未婚率の推移【男性】〉



〈5歳階級別の未婚率の推移【女性】〉

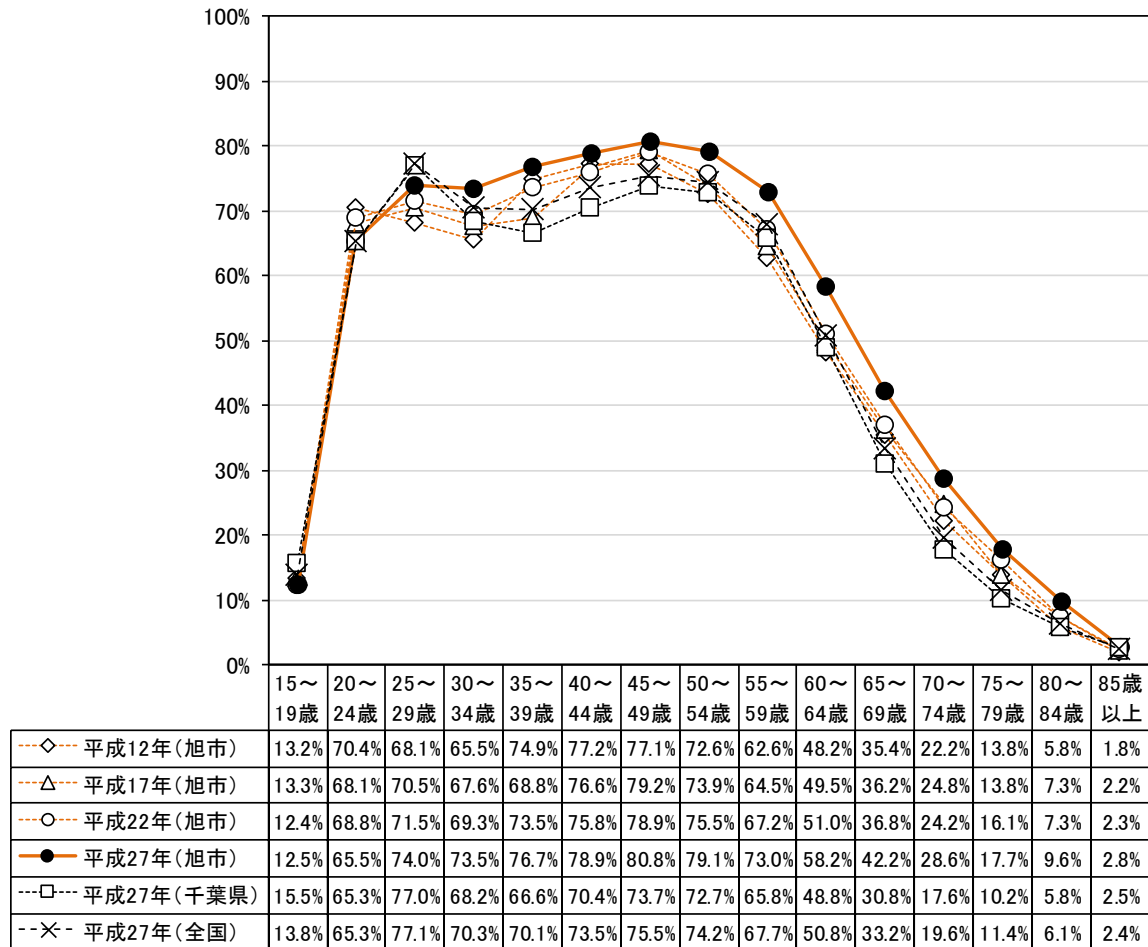


資料：国勢調査

6. 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。平成27年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国の数値を上回っているものの、25～29歳においては、千葉県、全国の数値を下回っています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

本市における幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は、令和元年5月1日現在で4か所となっています。在園児童数は、減少傾向で推移しており、平成31年度は271人となっています。

〈市内の幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	4	4(2)	4(3)	4(3)	4(3)
定員	790	790	790	507	470
在園児童数	423	430	434	320	271
3歳	124	157	151	84	72
4歳	148	122	158	113	90
5歳	151	151	125	123	109

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

2. 保育所・認定こども園（保育所部分）

本市における認可保育所及び認定こども園（保育所部分）は、平成31年4月1日現在で21か所となっています。入所児童数は、平成30年度に大きく増加しており、平成31年度は1,848人となっています。増加の要因は、認定こども園への移行と考えています。

〈市内の保育所・認定こども園（保育所部分）の利用状況〉

施設数のうち（）は認定こども園の数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	18	20(2)	21(3)	21(3)	21(3)
定員	1,785	1,785	1,795	1,953	2,000
入所児童数	1,687	1,682	1,658	1,872	1,848
0歳	44	55	45	70	53
1歳	189	214	222	239	249
2歳	294	258	298	348	343
3歳	348	381	327	421	405
4歳	401	370	388	368	428
5歳	411	404	378	426	370

資料：統計あさひ（各年4月1日現在）

3. 小学校

本市における小学校は、令和元年5月1日現在で15校となっています。児童数は、減少傾向で推移しており、平成31年度は3,156人となっています。

〈市内の小学校の状況〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学 校 数	15	15	15	15	15
学 級 数	167	164	166	164	167
児 童 数	3,368	3,315	3,271	3,189	3,156
男	1,727	1,714	1,678	1,637	1,629
女	1,641	1,601	1,593	1,552	1,527
1年生	511	547	540	488	512
2年生	567	513	547	539	490
3年生	539	564	513	544	533
4年生	575	545	566	514	542
5年生	580	571	538	567	511
6年生	596	575	567	537	568

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

4. 中学校

本市における中学校は、令和元年5月1日現在で5校となっています。生徒数は、減少傾向で推移しており、平成31年度は1,628人となっています。

〈市内の中学校の状況〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
学 校 数	5	5	5	5	5
学 級 数	68	69	66	66	67
生 徒 数	1,805	1,787	1,703	1,676	1,628
男	918	898	876	862	813
女	887	889	827	814	815
1年生	581	573	551	554	524
2年生	632	580	572	549	556
3年生	592	634	580	573	548

資料：統計あさひ（各年5月1日現在）

第3節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象
①就学前児童調査	就学前児童がいる 2,463 世帯
②小学校児童調査	小学生児童がいる 2,274 世帯

※平成 30 年 11 月 1 日現在、旭市に住民票があり、小学生以下のお子さんのいる世帯が対象。

(3) 実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成 30 年 12 月 11 日～平成 31 年 1 月 29 日

(4) 回収結果

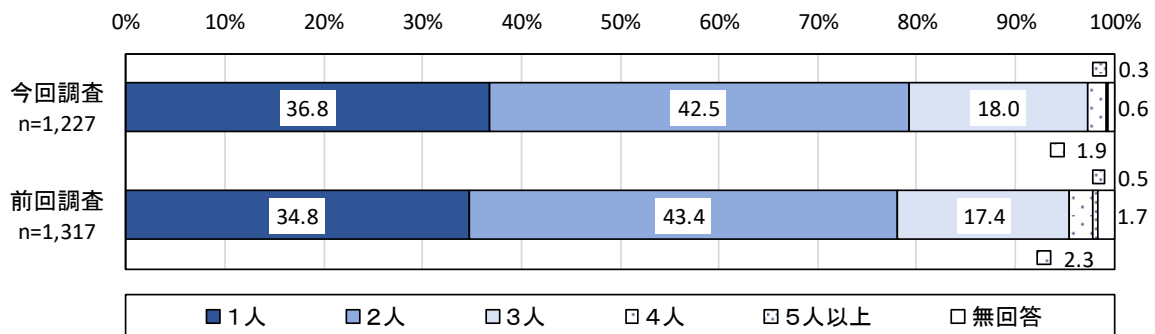
調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	2,463 世帯	1,227 世帯	54.0%
②小学校児童調査	2,274 世帯	1,178 世帯	47.3%

2. 就学前児童・小学校児童の調査結果

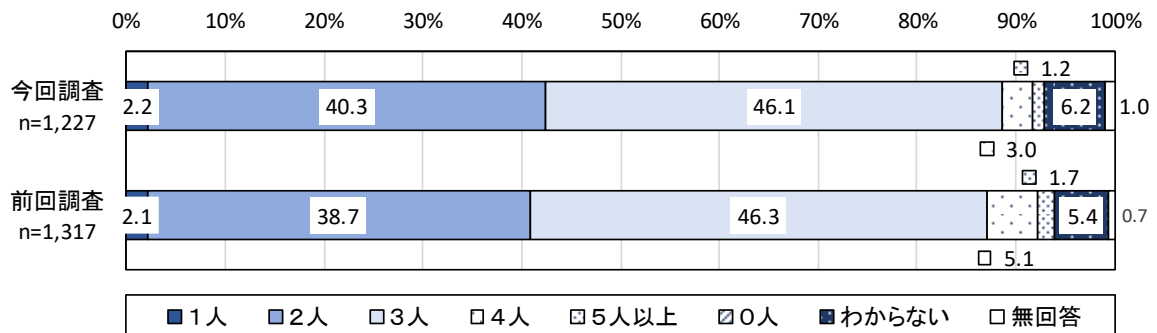
(1) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（就学前児童調査）

現在の子どもの数としては、「2人」が最も高い割合を占めている一方で、理想とする子どもの数をみると、「3人」が最も高い割合を占めています。現在と理想での乖離が生じている状況がうかがえます。

【就学前児童（現在の子どもの数）】



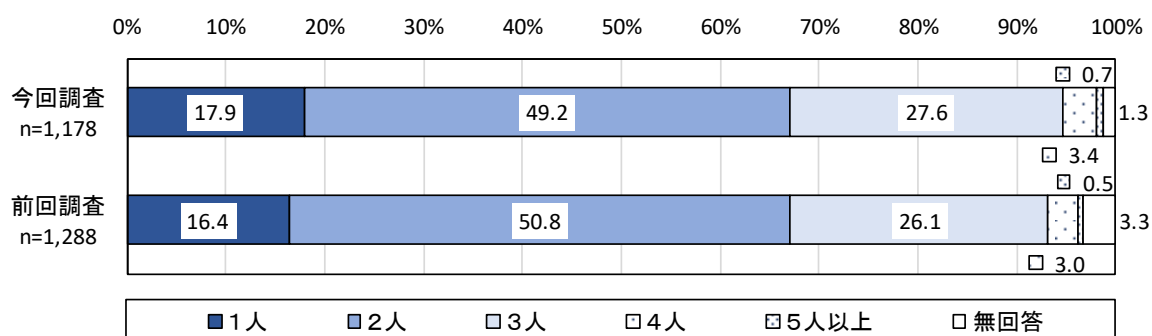
【就学前児童（理想とする子どもの数）】



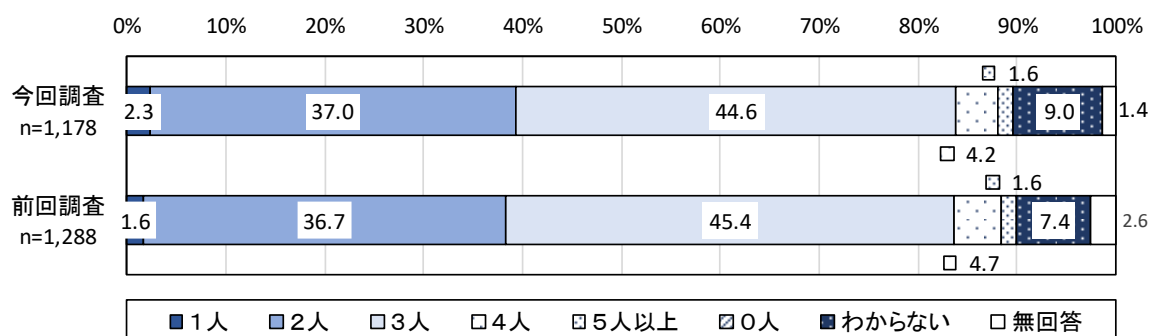
(2) 現在の子どもの数・理想とする子どもの数（小学校児童調査）

現在の子どもの数としては、「2人」が最も高い割合を占めている一方で、理想とする子どもの数を見ると、「3人」が最も高い割合を占めています。就学前児童の調査結果と同様の傾向が見られます。

【小学生児童（現在の子どもの数）】



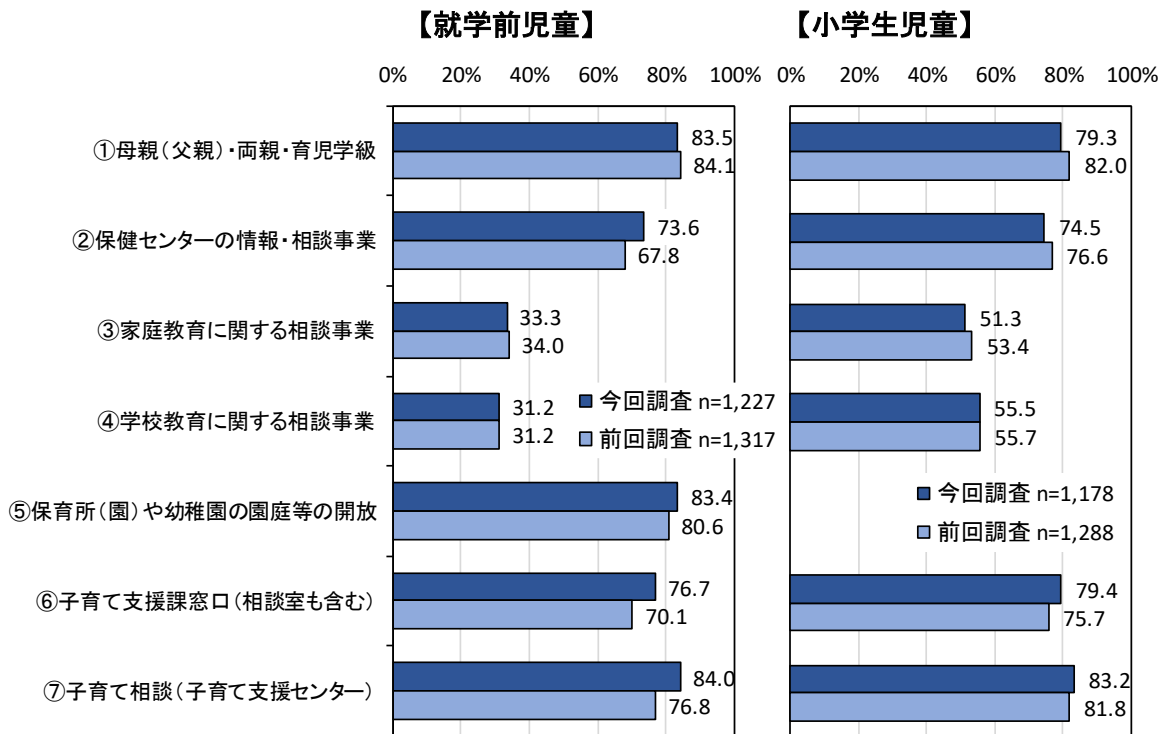
【小学生児童（理想とする子どもの数）】



(3) 子育て支援事業の認知度

子育て支援事業の認知度（知っている割合）をみると、就学前児童では、『①母親（父親）・両親・育児学級』、『⑤保育所（園）や幼稚園の園庭等の開放』、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』で8割を超えています。小学生児童では、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』で8割を超えています。

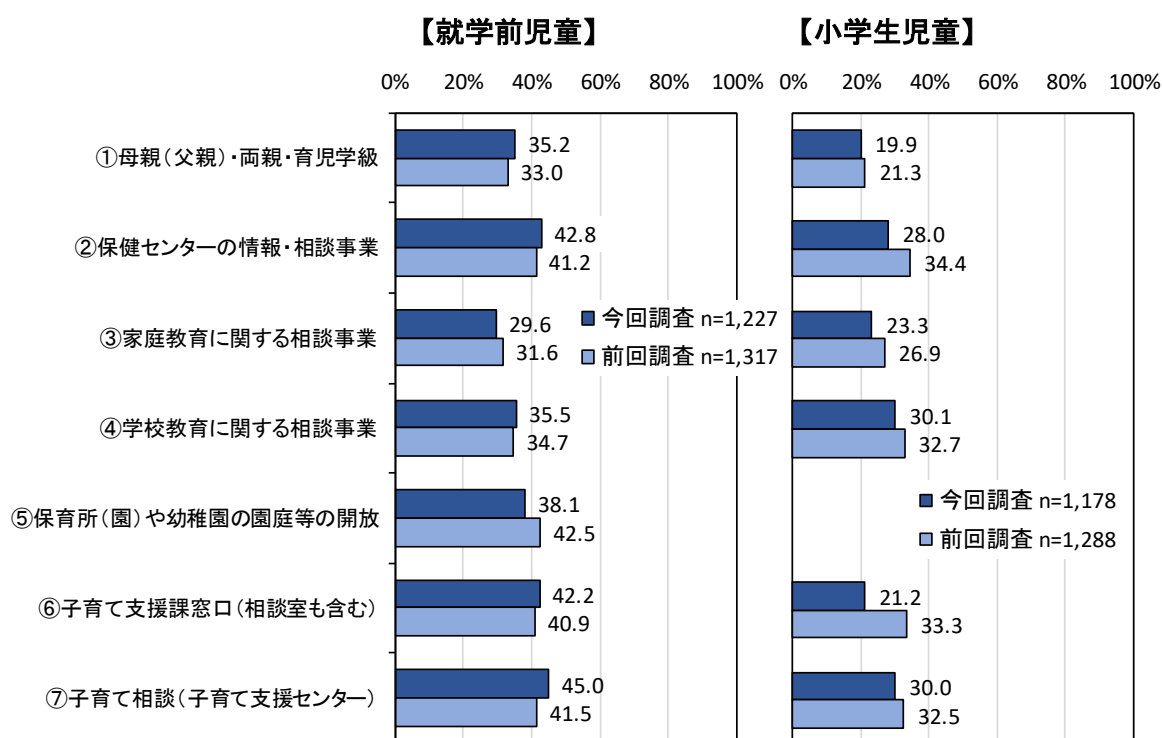
前回調査との比較では、両調査ともに『⑥子育て支援課窓口（相談室も含む）』、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』の割合が増加しています。



(4) 子育て支援事業の利用意向

子育て支援事業の利用意向（利用したい割合）をみると、就学前児童では、『②保健センターの情報・相談事業』、『⑥子育て支援課窓口（相談室も含む）』、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』で4割を超えています。小学生児童では、『④学校教育に関する相談事業』、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』の割合が高くなっています。

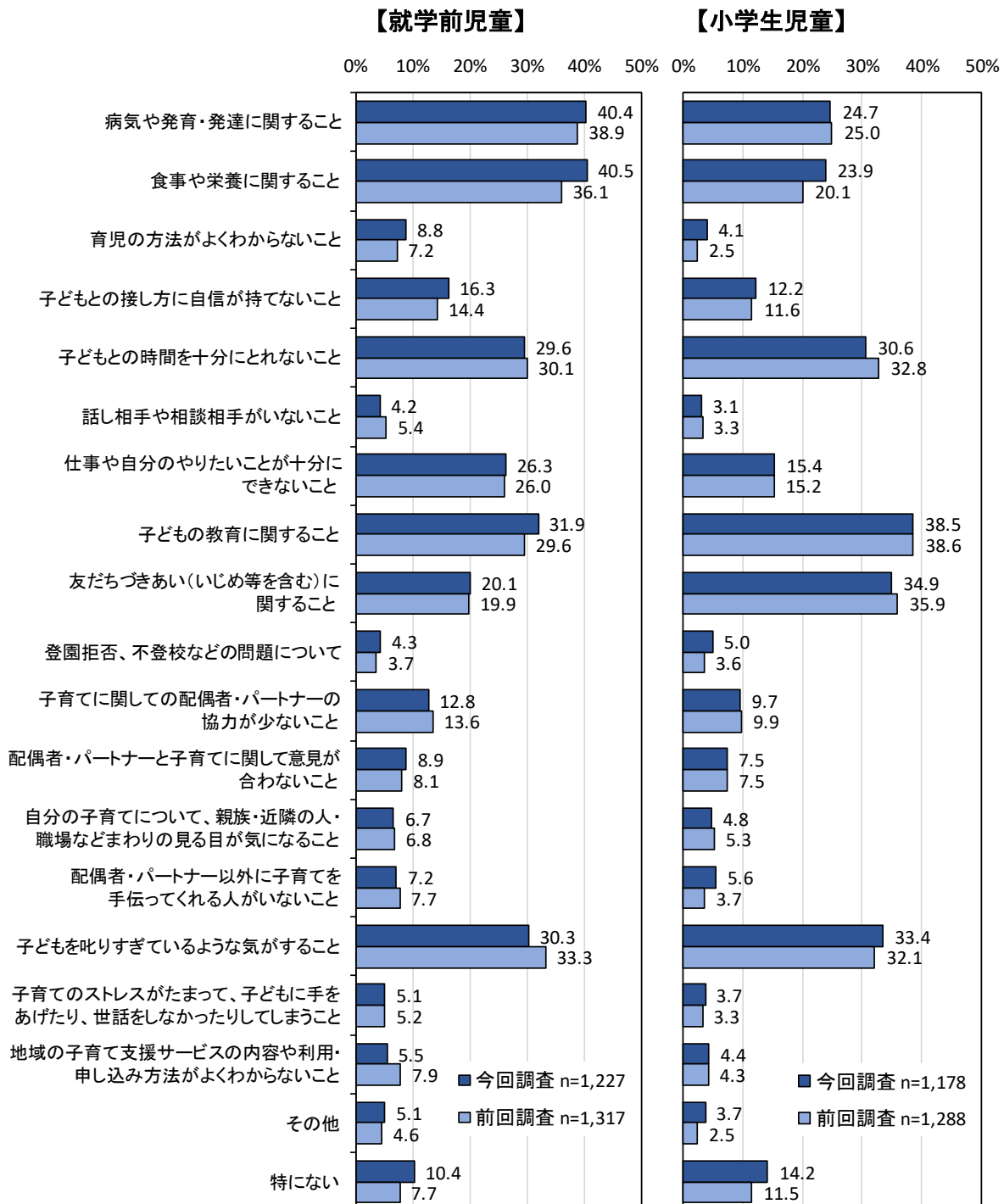
前回調査との比較では、就学前児童は、利用したい割合が増加している事業も多く、『⑦子育て相談（子育て支援センター）』は3.5ポイントの増加となっています。一方で、小学生児童は、すべての事業で利用したい割合が減少しており、『⑥子育て支援課窓口（相談室も含む）』は12.1ポイントの減少となっています。



(5) 子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

日常悩んでいること、気になることについて、就学前児童では、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育に関すること」が上位3位に挙げられています。小学生児童では、「子どもの教育に関すること」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが上位3位に挙げられています。

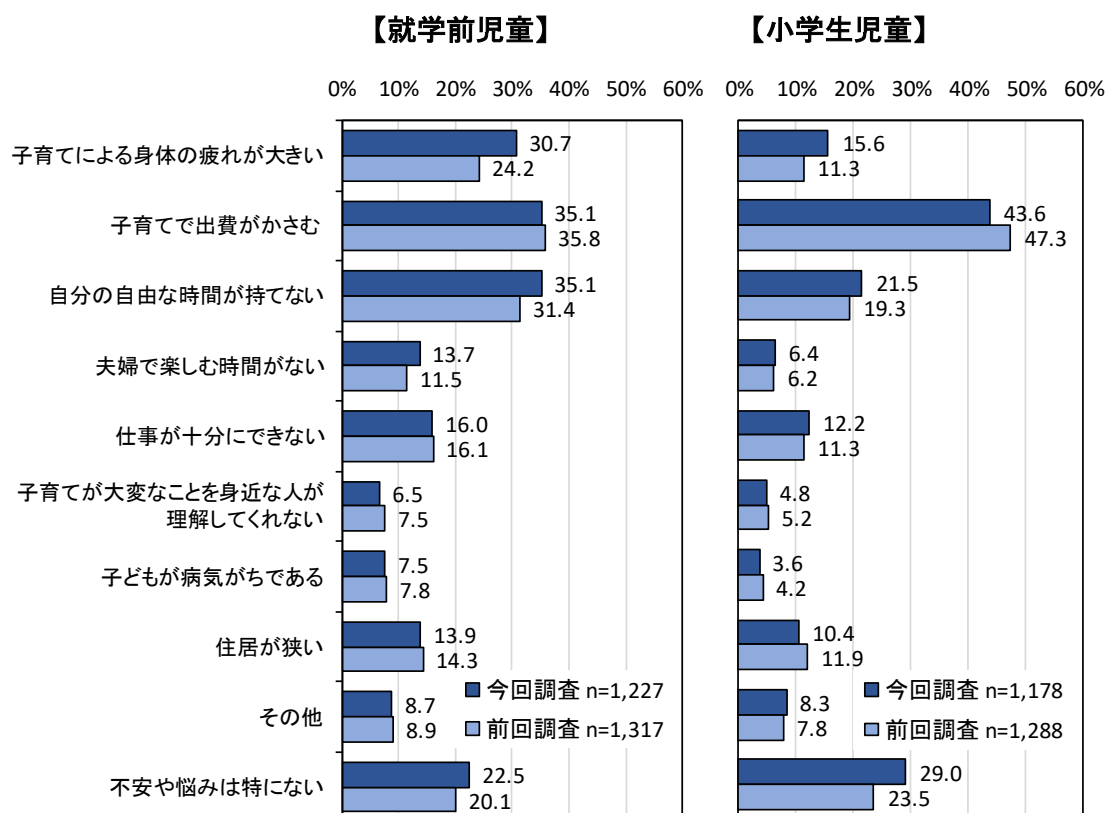
前回調査との比較では、両調査ともに「食事や栄養に関すること」の割合が増加しています。



(6) 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

特に不安に思っていることや悩んでいることについては、両調査ともに「子育てによる身体の疲れが大きい」、「子育てで出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」が上位3位に挙げられています。

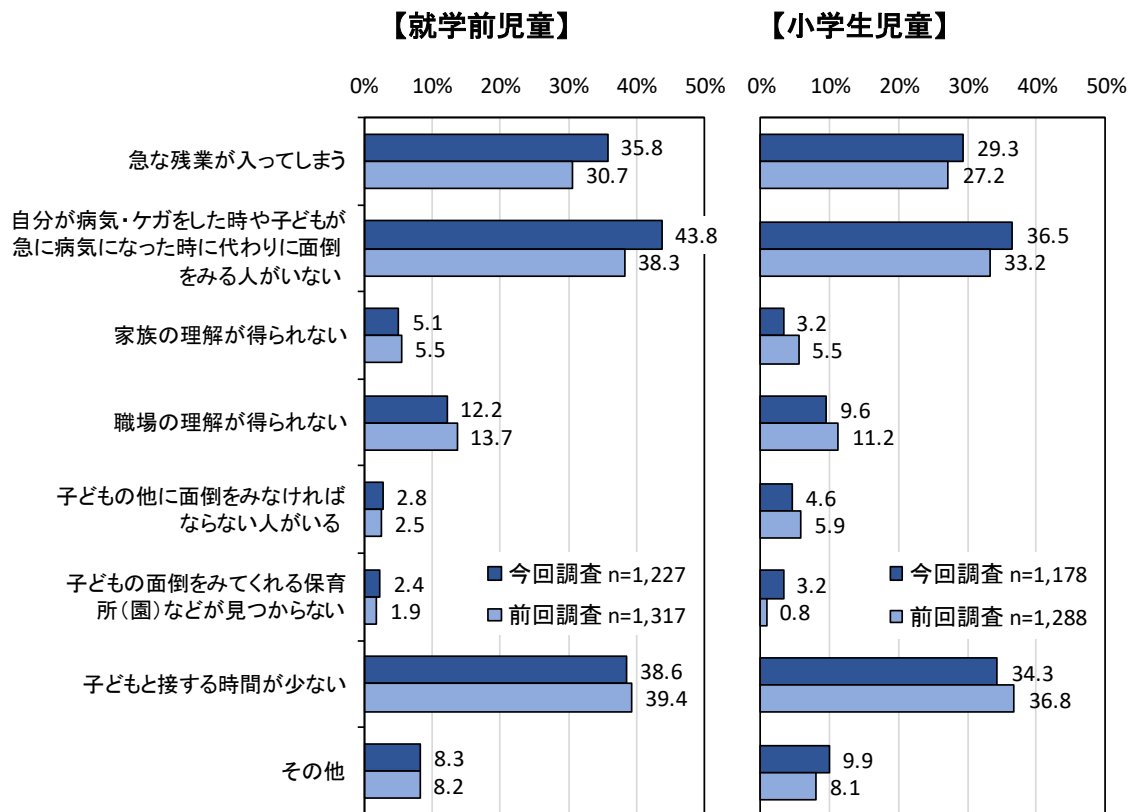
前回調査との比較では、両調査ともに「子育てによる身体の疲れが大きい」、「自分の自由な時間が持てない」の割合が増加しています。



(7) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、両調査ともに「急な残業が入ってしまう」、「自分が病気・ケガした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」、「子どもと接する時間が少ない」が上位3位に挙げられています。

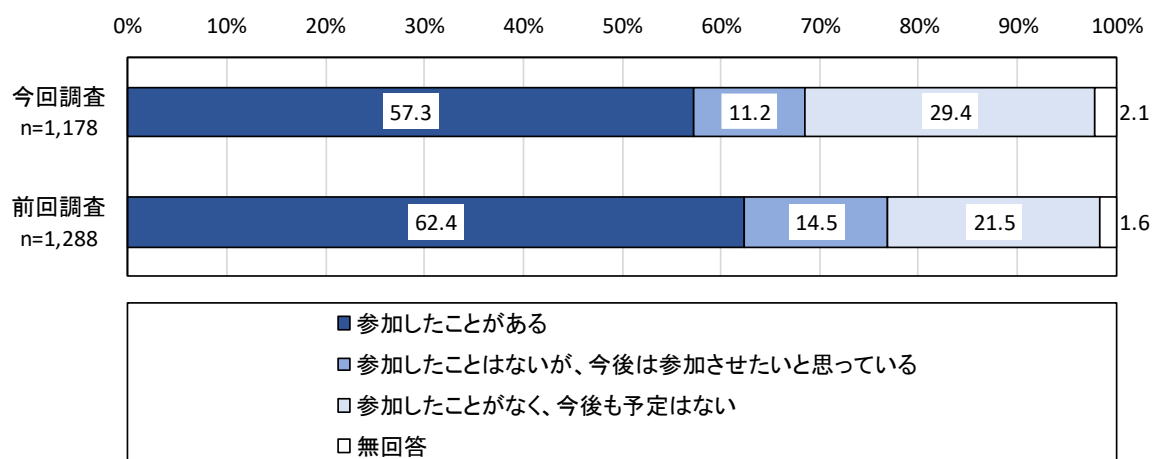
前回調査との比較では、両調査ともに「急な残業が入ってしまう」、「自分が病気・ケガした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」の割合が増加しており、共働き世帯の増加も影響していると考えられます。



(8) 地域活動やグループ活動などへの参加経験

地域活動やグループ活動などへの参加経験について、前回調査との比較では、「参加したことがある」が5.1ポイント、「参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている」が3.3ポイントの減少と、地域活動等への参加意欲が低下している傾向がみられます。

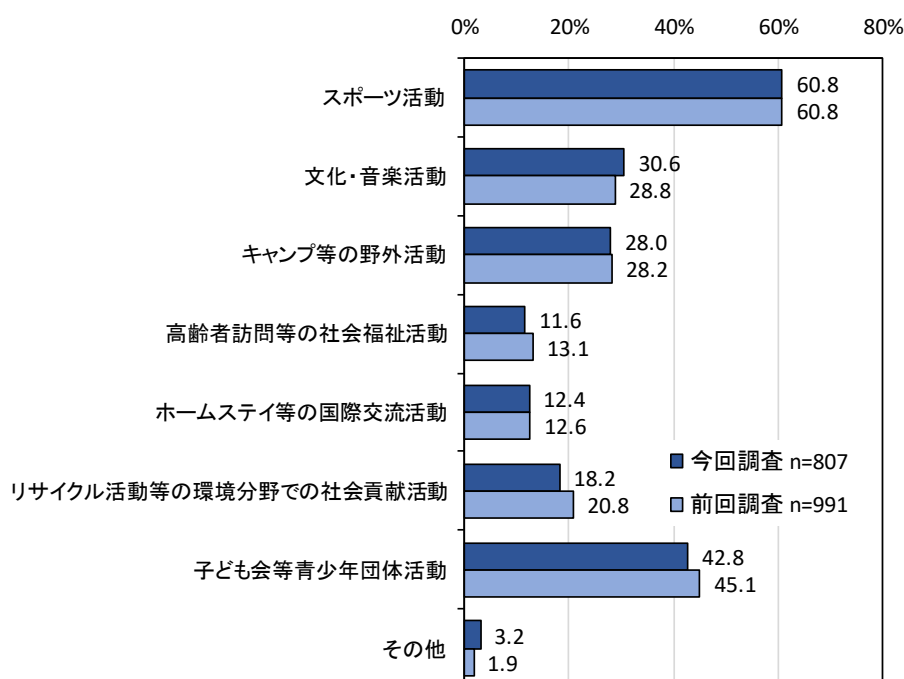
【小学生児童】



(9) 今後参加させたい地域活動やグループ活動

今後参加させたい地域活動やグループ活動については、前回調査と同様、「スポーツ活動」、「子ども会等青少年団体活動」の割合が高くなっています。

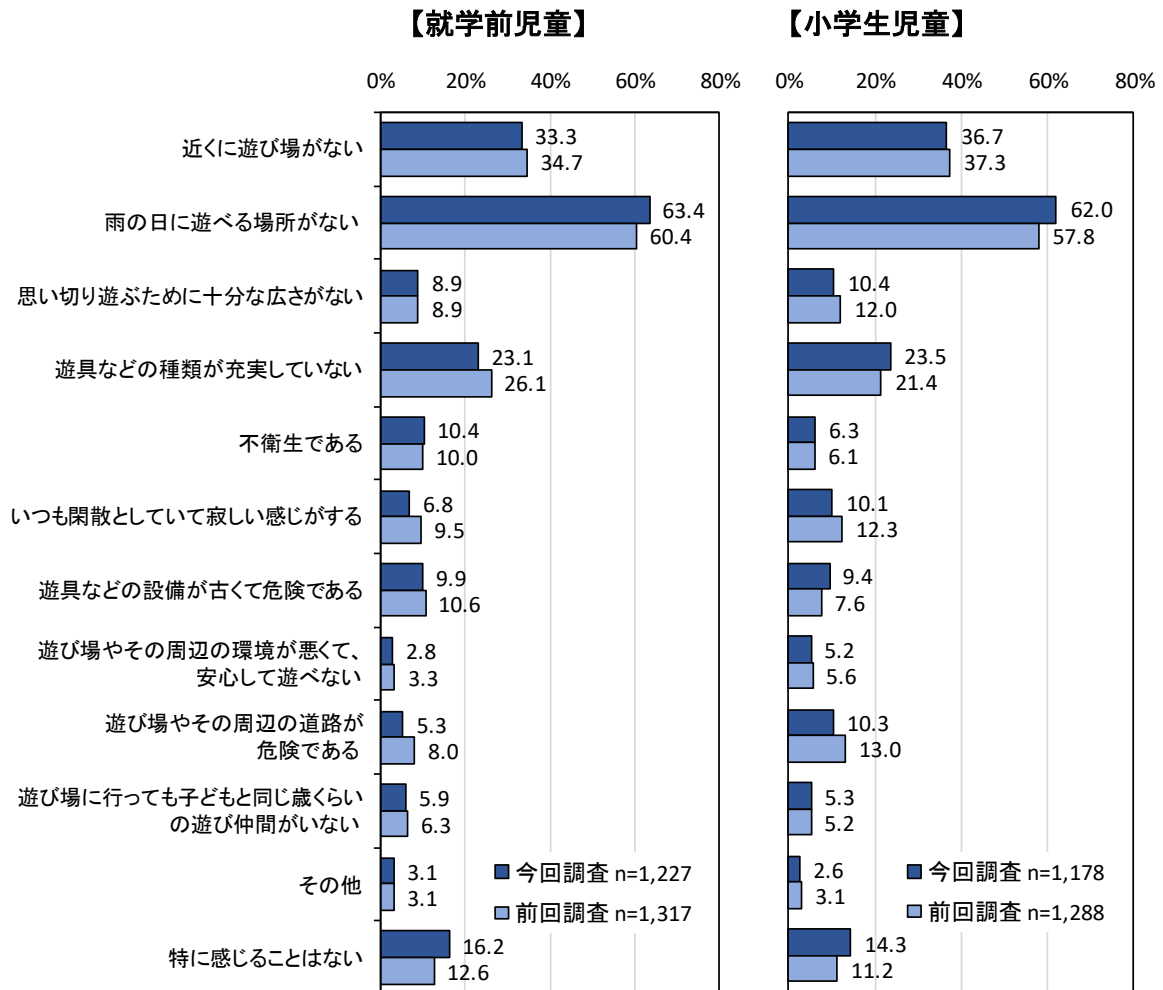
【小学生児童】



(10) 自宅の近くの遊び場について、日頃感じていること

自宅の近くの遊び場について、日頃感じていることについては、両調査ともに「近くに遊び場がない」、「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具などの種類が充実していない」が上位3位に挙げられています。

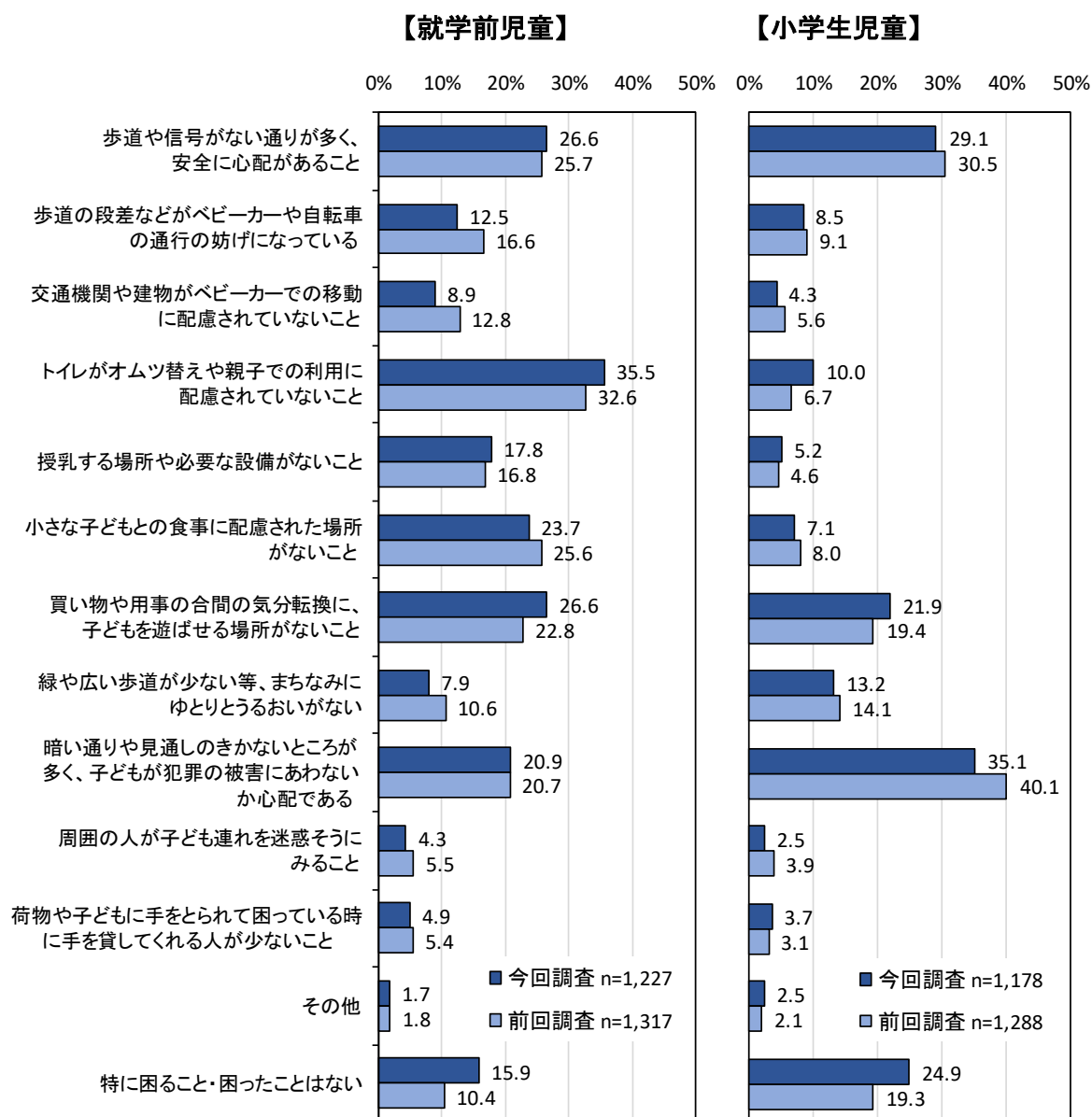
前回調査との比較では、両調査ともに「雨の日に遊べる場所がない」の割合が増加しています。



(11) 子どもとの外出の際に困ること、困ったこと

子どもとの外出の際に困ること、困ったことについては、両調査ともに「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が高く、就学前児童では、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」、小学生児童では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合も高くなっています。

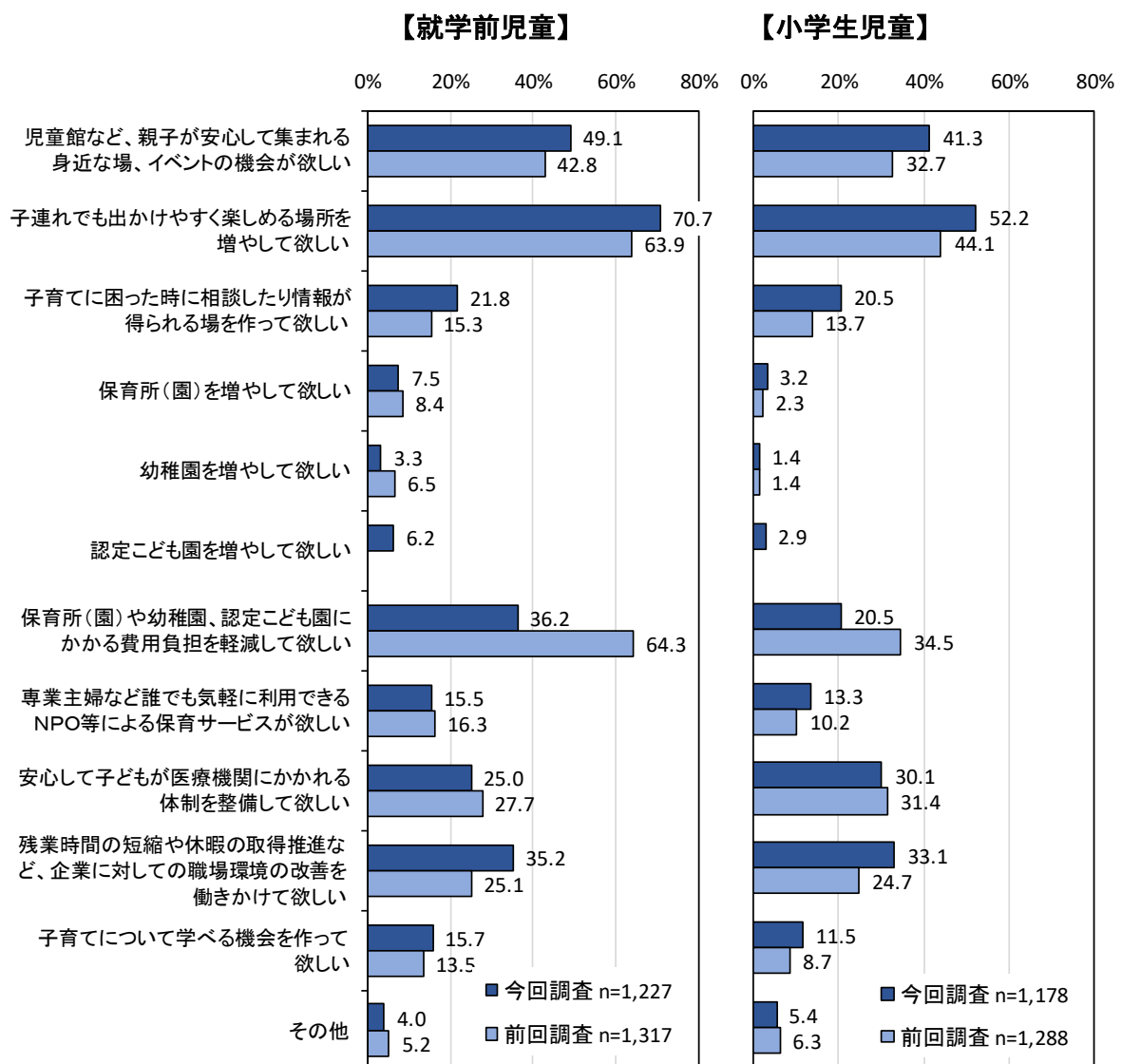
前回調査との比較では、就学前児童では「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」が4.1ポイントの減少、小学生児童では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が5.0ポイントの減少と、通行・通学の面において改善の傾向がみられます。



(12) 市に期待する子育て支援

市に期待する子育て支援については、両調査ともに「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が上位に挙げられており、前回調査と比較しても割合が増加しています。

一方で、就学前児童の「保育所（園）や幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減して欲しい」をみると、前回調査と比較して 28.1 ポイントの減少となっています。減少の要因としては、幼児教育・保育無償化が影響していると考えられます。





第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

＜基本理念＞

子育てをみんなで支えあい
笑顔あふれるまち“あさひ”

急速な少子化の進行、核家族化や就業する女性の増加、地域の連帯感の希薄化などにより、子育てや子どもを取り巻く社会の環境が大きく変化している今日、次代を担う子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることからみんなで育てていくことが求められています。

このような状況の中、家庭、学校、地域、企業その他あらゆる分野の人々など子育て社会を取り巻く社会全体が、子育てについて理解を深め、子ども・子育てを支援する必要があります。

本計画では、保護者が多くの人々の支えを受けて、安心して産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざして「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」を基本理念として掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進します。

第2節 基本的視点

基本理念に基づき、次の3つの視点に立ち、子ども・子育て支援事業計画を推進します。

基本的視点1 家庭の育てる力を高める基盤づくり

子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要であり、家族が相互に、協力し合い、助け合いながら、子どもを健やかに育てることのできる家庭を築いていくことが求められています。

また、親は、子どもを産み育てるという経験を通じて、自らも、人間として成長していくことができます。子育ては、子どもと親とが、ともに育つ機会でもあります。

すべての人が家庭を築き、安心して子どもを産み、育てることの喜びや楽しさを実感し、子どもとともに成長していけるような基盤づくりをめざします。

基本的視点2 子育てを支える地域づくり

子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、子育ては家庭のみならず、広く社会で支えていくことが求められています。

そのためには、各種保育サービスの充実と多様化に加えて、仕事と子育ての両立できる就労環境の整備、地域の人々の子育て支援への参加など、社会全体で子育てを支援していく体制を構築していくことが重要です。特に地域の中で、子育ての親同士、また、子育て中の親と子育て経験のある年長者との交流を通じて、子育て情報の交換や相談など、地域の支えあいの輪を広げていくことが大切です。

地域の人々が、子ども達をやさしく見守り、その親たちに適切な支援のできる地域づくりをめざします。

基本的視点3 子どもが健やかに育つ環境づくり

いじめや児童虐待などが、社会問題として深刻化する中で、「児童の権利に関する条約」が批准されるなど、子どもの人権を尊重することの重要性が社会に認識されつつあります。

社会的な支援の必要性が高い子どもとその家庭を含め、すべての子どもや子育て家庭を支援していくことで、子どもが、その個性と能力を十分に発揮し、豊かな人間性を育み、心身とも健やかに成長できる環境づくりをめざします。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点の下、次の5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

核家族化の進展、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加などにより、子育て家庭が求める支援も多様化する中、すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた子育て支援の充実及び教育・保育の質的向上を図ります。

また、地域の連帯感の向上や子育てをする親同士の相談や交流の場の充実など、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えあうための地域住民による活動の輪を広げ、地域における子育てを総合的に推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や家庭内での役割分担意識を変えるなど、男女共同の家庭づくりを図ります。

基本目標2 親と子の健康づくり

出産、育児は、未体験の連続であり、多くの親が不安や悩みを抱える中、身近な地域の様々な人が親子をサポートできる環境を目指し、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、医療機関との連携協力を図り小児救急医療体制の充実に努め、母子保健の推進を図ります。

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが、社会の変化に対応しながら、自分で課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する「生きる力」を身につけられるよう、教育の充実を図ります。

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

子どもを取り巻く環境として、交通事故、犯罪等の被害が増えています。子どもや子育てに優しく安全で安心して生活できるまちにするため、家庭、保育所（園）・幼稚園・認定こども園、学校、関係機関・団体等の連携を強化し、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、地域の住環境、道路交通環境の整備と犯罪を未然に防止する安全・安心のまちづくりを推進します。

基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

すべての子どもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など、様々な家庭があることを認識した上で、支援を必要とするすべての子どもや家庭に対して、きめ細やかな取組を推進します。



第4節 施策の体系

基本理念及び基本的視点に基づき、以下の5つの基本目標の下、施策を展開します。

<基本理念>

子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち "あさひ"

基本的視点1 家庭の育てる力を高める基盤づくり

基本的視点2 子育てを支える地域づくり

基本的視点3 子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	具体的施策
基本目標1 安心して子育てできる地域づくり	1 情報提供・相談体制の充実 2 地域における子育て支援サービスの充実 3 子育て支援ネットワークづくり 4 幼児期の教育・保育等の充実 5 子育てと仕事の両立の推進
基本目標2 親と子の健康づくり	1 子どもと母親への健康支援 2 「食育」の推進 3 思春期保健対策の充実 4 小児医療の充実
基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり	1 児童の健全育成 2 家庭教育支援の充実 3 地域の教育力の向上 4 幼児教育の充実 5 学校教育の充実
基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり	1 子どもの安全の確保 2 子育てを支援する生活環境の整備 3 有害環境対策の推進
基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり	1 児童虐待防止対策の強化 2 ひとり親家庭への支援の充実 3 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援 4 障害児のいる家庭への支援の充実 5 外国につながる子ども・家庭への支援



第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

基本目標 1 安心して子育てできる地域づくり

具体的施策 1 情報提供・相談体制の充実

近年、少子化や核家族化が進み、共働き世帯も増加する中、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て家庭においては、身近に相談できる人がいないなど、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士の情報交換等ができる環境が必要になります。

様々な媒体を活用した情報提供の充実を図るとともに、安心して気軽に相談できる体制づくりの充実に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
1 子育てガイドの作成、配布などの情報提供	子育て支援課
子育てガイド「すくすく育て あさひっ子」を作成し、妊娠届け出時に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、子育てに関する各種支援サービスの情報提供を図ります。	
2 保育所等での相談事業	子育て支援課
保育所等で随時、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。 子育て支援センターハニカムとの連携により、保育所等への情報提供や相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて、保健師、家庭相談員が訪問し、相談及び助言を行います。	
3 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	社会福祉課
児童問題を専門的に扱い、関係機関とのパイプ役となる主任児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。	

具体的施策2 地域における子育て支援サービスの充実

就労や日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があります。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされています。

身近な場所での相談・支援ができるよう地域子育て支援拠点事業の充実を図り、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援や相談体制の充実に努めるとともに、多様な子育て支援サービスを充実することにより、安心して子育てができる環境を整備します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
4 利用者支援事業 子育て支援センターハニカムで、子どもや保護者又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行いながら支援を行います。	子育て支援課
5 地域子育て支援拠点事業の充実 地域子育て支援拠点事業として、市が設置する子育て支援センターハニカムのほか、私立保育園4か所、私立認定こども園1か所に設置しています。親子のふれあい、保護者の交流、情報交換の場の提供に努めます。地域での子育て支援を、よりきめ細やかに展開するため、各事業所の連携を図り、情報提供の充実を図ります。	
6 一時預かり事業の充実 保育所での一時預かり事業は、保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により、保育が困難となる場合などに実施しています。現在、公立保育所13か所、私立保育園1か所で実施しています。幼稚園の一時預かり事業は、一時的な保育や保護者の疾病あるいは緊急に用事があったとき、また長期休業中の保育を支援する事業です。現在、私立認定こども園1か所で実施しています。 いずれの事業も、ニーズが高いことから、柔軟な児童の受け入れができるよう検討していきます。	子育て支援課
7 子育て家庭への経済的支援の充実 国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。 子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生（入院のみ中学3年生まで）の助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生（償還払い）までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	

No./事業名/事業内容	担当課
8 旭市独自の子育て支援サービスの充実 第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する 出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、 紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に 通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していき ます。	子育て支援課
9 学校給食費の第3子以降の無料化 市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料 を継続します。	学校教育課



具体的施策3 子育て支援ネットワークづくり

少子高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などにより、地域社会では人間関係が希薄化し、近所同士で助け合って子育てをするということが少なくなったため、子育て家庭の孤立や地域の育児力の低下が進むなど、子どもとその家庭を取り巻く地域社会の環境は大きく変化しています。

そのため、個々の子育て家庭が状況に応じて適切なサービスを選択し、利用できる環境整備や子育てサークルの育成・支援を含めた子育て支援のネットワークづくりが必要となっています。そして、子育て支援ニーズが多様化するなかで、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じたきめ細かな支援策が求められています。

こうしたことから、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境づくりを目指します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
10 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成 子育て学級後の育児サークルのほか、疾患を抱える児と保護者の集いを実施し、新規ケースへの周知を行いながら、保護者同士のつながりを広げていきます。 子育て支援センターハニカムの活用による交流の場づくりを進めます。 子育て支援サービス等の整備充実と適切な情報提供により、必要なサービスをより活用できるように、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。	子育て支援課 健康管理課



具体的施策4 幼児期の教育・保育等の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身につけることが大切です。

近年、就労女性が増加し、保育ニーズは増加しつつあります。働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化に伴い、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

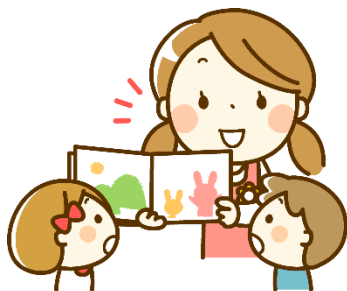
このような状況の中で、通常の教育・保育に加え、産後休暇や育児休暇を終えた母親への支援として、低年齢児保育や時間外保育などを、より普及させることが必要です。また、短時間就労や、週2、3日働くという母親のための短時間保育を充実させることも重要です。

幼稚園及び認定こども園、保育所（園）は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、地域の子どもの減少するなか、幼稚園及び認定こども園、保育所（園）の枠を越えて、子ども同士が関わりながら育つことが望ましいと考えられます。そのため、関係職員の研修機会の拡充や、幼稚園及び認定こども園、保育所（園）、小学校との関連性を深め、家庭教育とも連携しながら教育・保育の向上に努めます。

【 具体的事業 】

No.／事業名／事業内容		担当課
11	教育・保育の充実	子育て支援課
職員の資質をさらに向上させ、より良い就学前の教育・保育をめざすため、研修制度の拡充整備を行い、時代に適応した保育の質の向上に努めます。		
12	教育・保育の適切な定員管理	子育て支援課
保育所等の適正な規模、適正な配置、職員の確保、公立保育所・私立保育園との役割分担などにより、適切な定員管理に努め、保育需要に対応します。		
13	認定こども園の普及	子育て支援課
認定こども園に移行したいという事業者への支援に努めます。		
14	保育（通常保育）の充実	子育て支援課
低年齢児保育の増加に伴い、保育士の資質向上、保育環境の充実を図ります。		
15	地域型保育事業の充実	子育て支援課
地域にあった保育支援として、潜在的な保育ニーズの量的拡大・確保を図るため、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の民間事業所等への普及に努めます。		

No./事業名/事業内容	担当課
16 時間外保育事業（延長保育事業）の充実	子育て支援課
保育標準時間 11 時間（保育短時間にあつては8時間）を超えて保育サービスを提供する事業です。今後のニーズや利用状況などをみながら、時間外保育事業（延長保育事業）の拡大を検討します。	
17 病児保育事業の充実	子育て支援課
子どもが病気の回復期にあり、保育所（園）、幼稚園に通所等が困難な時期に保護者が家庭保育できない場合、子どもを預かる事業です。 現在、私立保育園 1 か所、私立認定こども園 1 か所、公設民営保育所 1 か所で実施をしていますが、公立保育所 1 か所でも実施し、今後の状況も鑑み、さらなる充実を図ります。	
18 休日保育事業の検討	子育て支援課
子育てと仕事の調和の実現を目指し、多様な保育の充実と普及に努めます。	
19 第三者評価の取り組み	子育て支援課
第三者が専門的かつ客観的な立場から評価する、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより、質の高い保育サービスを目指します。	
20 実費徴収に係る補足給付事業【新規】	庶務課
新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降（小学校3年生までの子どもの中で3番目以降）の子どもの副食費に対して補助します。	



具体的施策5 子育てと仕事の両立の推進

働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化してきています。

父親や母親がやりがいや充実感を抱きながら働き、仕事との両立をしながら安心して子育てが続けられるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の裁量では解決できない部分も多く、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、長時間労働の削減等や多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革やテレワーク（在宅勤務）、フレックスタイム制度の普及など、職場環境の整備を促進していく必要があります。

さらに、母親だけでなく父親も含めた育児休業の取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しつつ、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、様々なライフステージでお互いが連携し、子育てをしていくことを推進します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
21 育児休業制度の普及、定着の推進	商工観光課
パートも含め育児休業制度が利用しやすい職場環境になるよう、関係機関と連携して、就業規則等の規定化について事業主への周知・協力依頼を行い、育児休業制度の普及を図ります。	
22 両親の育児共同参加の促進	健康管理課 子育て支援課
両親学級の3回目を父親中心の内容とPRし、父親も参加しやすい教室づくりを行います。また、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。 広報に、子育てに積極的に参加する男性「イクメン」についての特集記事を載せたり、子育て支援センターハニカムでも子育てを身近に感じられる機会の充実を図ります。	
23 労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進	商工観光課 子育て支援課
働き方改革の観点から、関係機関と連携し、制度や先進事例を周知することにより、労働者、事業主、住民等の意識改革を推進し、労働時間の短縮及び子どもと接する時間の確保を図ります。また、広報・ホームページを利用して、子どもとのかかわり、暮らしについて考えてもらう機会をつくります。	

No./事業名/事業内容	担当課
24 男女共同参画意識の啓発 多様な媒体を通して情報の提供を行うとともに、職場や家庭、地域において広く男女共同参画意識の高揚を図ります。 男女がともに職場や家庭、地域において能力を十分発揮できるよう、家事、育児等について、関係機関と連携を図り、情報の提供を推進します。	市民生活課
25 女性の再就職への支援 銚子公共職業安定所（ハローワーク銚子）と連携し、旭市地域職業相談室等の就職相談の充実と利用を促進し、女性の再就職を支援します。	商工観光課



基本目標2 親と子の健康づくり

具体的施策1 子どもと母親への健康支援

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や核家族化、共働き世帯の増加といった家族形態の多様化など、母子を取り巻く環境が多様化・複雑化しています。

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図ります。また、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援については、保健センターや子育て支援センター等の充実を図り、母子保健サービスの提供に努めます。

地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援体制を構築していきます。

【 具体的事業 】

No.／事業名／事業内容		担当課
26	母子健康手帳交付時の個別指導	健康管理課
母子健康手帳交付窓口を母子保健を担当する飯岡保健センターへ一本化し、保健師や助産師など専門の担当者が面接を行うことで、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。		
27	乳幼児健康診査の充実	健康管理課
乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、身体の発育・精神発達状況等の確認と適切な指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 乳幼児健診未受診者には再通知や訪問・電話等で受診勧奨を行い実態把握に努め、健診後、必要な方には継続的な支援を行います。		
28	予防接種事業の充実	健康管理課
感染症の予防と蔓延防止のため、感染症予防に対する啓発・情報提供を行い、各種予防接種に対する知識を得ることでワクチン接種率の向上につなげ、子どもたちの健康増進を図ります。また、未接種者に対し積極的勧奨を行います。		
29	保健師、助産師による訪問指導の充実	健康管理課
母性の保護、乳幼児の健康維持・増進のために、妊婦・産婦・乳幼児等に対し、妊娠・出産・育児に関する訪問指導を行います。		

No./事業名/事業内容	担当課
30 両親学級の充実	健康管理課
両親学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、妊娠高血圧症候群や低体重児出生の防止に努め、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。また、妊婦同士の交流を図り、育児の仲間づくりを行います。	
31 子どもの事故防止の啓発の推進	健康管理課
子育て学級の内容のひとつとして、消防署の救急救命士を講師に迎え、乳児期の事故への対応を中心に保護者の実習を含めた内容で行っています。乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう啓発活動を行います。	
32 むし歯予防対策の推進	健康管理課
幼児健康診査時個別歯科指導、保育所幼稚園巡回歯みがき教室、学校歯科健康教育、各事業時歯科健康教育、歯科相談等を実施し、むし歯予防の正しい知識の普及啓発に努め、保護者の仕上げみがき及び子どもの歯みがき習慣の定着を図ります。また、フッ化物の利用を推進します。	
33 育児相談、指導等の充実	健康管理課 子育て支援課
保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所（面接）による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。また、子育て支援センターハニカムや家庭相談員による育児相談事業を行います。	
34 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）	健康管理課
妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊娠健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	
35 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問事業）	健康管理課
生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。	

具体的施策2 「食育」の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの食習慣の乱れや、思春期やせにみられるような心と体の健康問題が生じています。

このことから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じ、食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食に関する参加型の様々な取組を行っていくことが大切です。

【 具体的事業 】

No.／事業名／事業内容		担当課
36	乳幼児栄養指導の充実	健康管理課
乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。		
37	妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進	健康管理課
両親学級で講義、調理実習を実施し、妊娠中の食に関する学習の機会を提供します。また、日常の食生活についての振り返りと個別指導を充実します。		
38	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の推進	健康管理課 農水産課
栄養士、保健推進員を中心とし、地域と連携した食育学習を行います。 保健推進員と連携し、減塩など生活習慣病予防のために望ましい食生活を送れるよう講話や調理実習を行います。 あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。		
39	保育所等を活用した食事づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進	子育て支援課
保育所等で年長児を対象に紙芝居やエプロンシアターを活用した食育教室を実施します。		
40	保健推進員活動との連携	健康管理課
保健推進員の研修内容の充実を図り、地区での親と子の健康づくり、食育活動を実施していきます。また、情報の収集、伝達をすることで市民と保健センターのパイプ役を担います。		
41	学校における食育推進の充実	農水産課 学校教育課
あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。 小・中学校では、栄養教諭及び学校栄養職員による食に関する指導を実施します。また、食育ボランティア等の積極的な活用（家庭科の授業等）を充実します。		

具体的施策3 思春期保健対策の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境や社会環境は大きく変化しています。そのため、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実が必要であり、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。そして、教育関係者や保護者等と十分連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

こうしたことから、妊娠期前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりに努めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育や10代の自殺、不健康やせ等の思春期における課題の重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止に取り組むことや、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

【 具体的事業 】

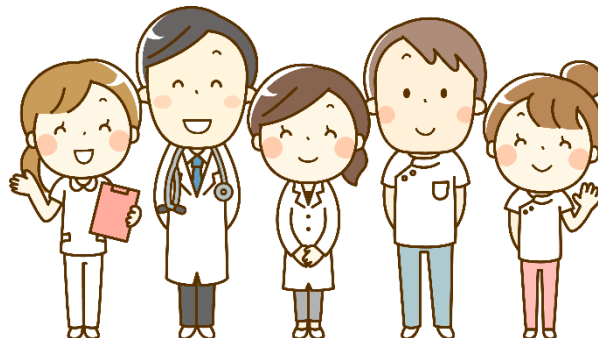
No./事業名/事業内容	担当課
42 思春期における心の問題の対応	学校教育課
心の問題に対応できるよう、養護教諭や中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	
43 地域における相談体制の充実	健康管理課 子育て支援課
関係機関との連携を図りながら、思春期保健に関する相談に対して、随時対応します。	
44 豊かな心を育てる教育の充実	健康管理課 子育て支援課
中学生の保育所での職場体験や市内全中学校3年生を対象に、助産師による講義（妊娠・出産・育児、思春期保健）等を通して、豊かな心を育てる教育を実施し、思春期保健の推進に努めます。赤ちゃんふれあい体験では、事前事後でアンケートを実施し、また参加した親子にもアンケートを実施することで、より良い実施方法について検討します。	
45 学校保健の充実	学校教育課
性感染症予防に関する正しい知識の普及や薬物乱用防止教室を開催するなど、健康に関する啓発・学習を充実します。	

具体的施策4 小児医療の充実

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入れができる体制の整備が重要となっています。小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下、子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
46 救急法講習会の実施 消防署の救急救命士の協力を得ながら、乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう子育て学級内で啓発活動を行います。	健康管理課
47 救急医療体制の整備、充実 旭中央病院で、24 時間救急診療体制を実施していますが、引き続き、休日や夜間の救急診療体制の充実に努めます。	



基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

具体的施策1 児童の健全育成

近年の少子化・核家族化の進行は、子どもが地域や大きな集団のなかで、いきいきと行動する場面が少なくなり、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。そのため、豊かな自然環境や歴史・文化を生かし、地域において子どもが、放課後や週末等に自由に遊べ、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場づくりの確保が重要な課題となっています。社会のなかでの様々な体験を通して、子ども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな人間性や生きる力を身に付けられるような活動の場を提供することが求められています。

こうしたことから、地域住民や公民館などの協力によってサポートしていくことを推進します。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない子どもが増加しています。「新・放課後子ども総合プラン※」に基づき、本計画を放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実のための行動計画と位置づけ、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

※P60 参照

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
48 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	学校教育課
市内全 15 小学校区 22 放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。	
49 放課後児童健全育成事業（民間放課後児童クラブ）の充実	子育て支援課
子ども福祉事業者等に働きかけを行い、特色ある受入れ体制が期待される民間放課後児童クラブの整備及び運営に対し支援を実施します。	
50 公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進	生涯学習課
平日放課後に各小学校で実施する「子ども教室」では、地域と連携して万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内全 15 小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するもの作り科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。	

No.／事業名／事業内容		担当課
51	子ども会、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取り組みの推進	生涯学習課
子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。		
52	保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進	子育て支援課
保育所等で園庭開放を実施し、子育て相談や在宅児との交流等の地域活動事業を推進します。		
53	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進	子育て支援課 社会福祉課
保育所等や小学校の運動会などの行事へ地域の高齢者を招待するなど、世代間の交流を推進します。		
54	子どもの社会参加、意見表明の推進	総務課 生涯学習課
小・中学生が、実際の議場で議会を体験することで地方自治・議会制度や市政への理解を深めるとともに、子ども達の意見を市政に反映します。 小・中学生の意見発表の機会を設けて、青少年の夢、希望、思いを大人に伝えます。		
55	多世代交流拠点施設「(仮称) おひさまテラス」の整備【新規】	企画政策課
旭中央病院の隣接地に整備予定の「生涯活躍のまち」の中に、屋内型の多世代交流拠点施設「(仮称) おひさまテラス」を整備します（令和4年度供用開始予定）。		
本施設では、「遊ぶ・食べる・学ぶ・つくる・働く・育む」の6つの活動を柱に、子どもから高齢者まで全世代に対応した生涯活躍プログラムを展開していきます。		
		
※多世代交流拠点施設「(仮称) おひさまテラス」空間イメージ		

「新・放課後子ども総合プラン」

- 放課後児童クラブについて、2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行う。
- 全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携する。
- 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施することを目指す。
- 放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っている。

【市町村計画】

- ・放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の実施計画
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用
- ・教育委員会と福祉部局の連携
- ・特別な配慮を必要とする児童への対応
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長
- ・各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知



具体的施策2 家庭教育支援の充実

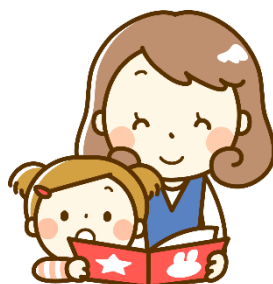
家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えてと言っても過言ではありません。家庭には、社会で生活していく上で大切なルールなどをきちんと身に付けさせるという役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しているため、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親の暴力や子育ての放棄などの児童虐待は、社会に様々な問題を提起していますが、それらの原因としては、子育てを重荷に感じることなどの様々な要因が考えられます。

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
56 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進 「家庭教育学級」では、年に2回、合同学習会で講演会を開催します。 「3歳児わくわく子育て教室」では、子育ての学習、仲間づくりを1年間通して推進します。 「ブックスタート事業」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行います。	生涯学習課



具体的施策3 地域の教育力の向上

子どもが、自ら主体的に判断し、自らの様々な課題を解決する力や、たくましく生きるための健康や体力、他人を思いやる心を、学校、家庭、地域が相互に連携しながら社会全体で育てていくことが求められています。

子どもたちの成長のためには、家庭や学校だけでなく、地域が重要な役割を果たすことから、地域の人々や関係機関等の協力・連携による、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の教育力を向上します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
57 世代間交流の推進	学校教育課
地域と学校との連携・協力による世代間の交流を推進します。	
58 学校の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備	体育振興課
公立の小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館等の体育施設を、教育委員会に登録した団体に、学校教育上支障のない範囲で開放します。	
59 生涯スポーツのための指導者の育成、確保、指導方法の工夫、改善	体育振興課
市又は教育委員会が実施する各種スポーツ大会（市民体育祭、健康体力づくりフェスティバル、市民駅伝、旭市飯岡しおさいマラソン大会）の企画、実施します。	
60 地域を主体としたスポーツの普及	体育振興課
各種スポーツ教室、市民マラソン大会、駅伝大会、健康体力づくりフェスティバルの開催などにより、健康づくりを図ります。	
61 地域の育成団体との連携の充実	生涯学習課
子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。	
東総子ども会育成連絡協議会事業で、「講演会」、「指導者講習会」等を実施し、子ども会の活動を支援します。 東総地区の青少年相談員連絡協議会でも、指導者としての技術を習得する「課題研修会」を実施します。	

具体的施策4 幼児教育の充実

幼児期から、子どもが学ぶ力と自立心を身につけ、心身ともに健康に育つように支援していくことは、その後の人生の基礎をつくることにつながります。

幼稚園及び認定こども園、保育所（園）等で、就学前の子どもの育つ力や学ぶ力を育むことのできる環境をつくることが重要です。

幼児教育に係る職員の知識や能力向上のため、情報交換や研修の場の拡充を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
62 幼稚園・認定こども園・保育所（園）等における教育活動、教育環境の充実 教育環境の一層の充実を図り、遊びを中心とした様々な体験を通して主体的に遊ぶ力、豊かな心、自立心及び健やかな体を育むとともに、地域に開かれ保護者に信頼される就学前の教育施設づくりを推進します。 また、脳の発育が盛んな幼児期に、英語講師による遊びや音楽などを通じて英語に触れさせることで、興味や関心を高める目的で、公設公営の保育所において、英語教室を実施します。	子育て支援課
63 幼稚園・認定こども園・保育所（園）等と小学校の連携体制の構築 幼稚園・認定こども園・保育所（園）等と小学校との情報交換を通して、一貫した指導や支援が引き継がれるようにするため、旭市就学支援ステップシートの更なる活用に努めます。	学校教育課 子育て支援課
64 幼児教育への助成の充実【新規】 新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。 旭市独自の取り組みとして、第3子以降（18歳までの子どもの中で3番目以降）の子どもの給食費等に対して補助します。	庶務課
65 幼児教育アドバイザーの配置・確保等【新規】 幼稚園、保育園、認定こども園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置・確保を行い、旭市における幼児教育の推進体制を構築します。	子育て支援課
66 幼児教育・保育無償化制度【新規】 「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

具体的施策5 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

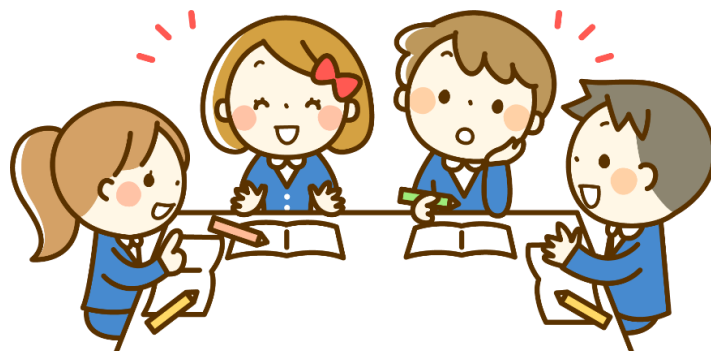
社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員に対する指導、研修を通して、指導力の向上を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
67 個に応じた指導の充実	学校教育課
学力の向上を図るとともに、児童生徒への支援のため、学級担任等を補助し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を配置します。	
68 読書活動の充実	学校教育課
学校図書館司書の配置の拡充を進め、学校図書館の活性化や効果的活用、読み聞かせ、調べ学習等を推進するとともに、蔵書整理、貸し出し等、図書館機能のさらなる充実を図ります。	
69 情報教育の推進	学校教育課
情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における情報化を推進します。	
70 特色ある学校づくり	学校教育課
「学校いきいきプラン事業」により、各小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。	
71 部活動への外部指導者の活用や地域との連携	学校教育課
中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合、地域の指導者が支援します。	
72 キャリア教育の充実	学校教育課
学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。	

No./事業名/事業内容	担当課
73 長欠・不登校児童生徒対策の充実 30 日以上の欠席者を対象に「旭市長欠対策協議会」を開催し、関連諸機関と連携した対応の充実を図ります。 適応指導教室で、不登校児童に対し、個性の伸長及び社会性の育成を図り、在籍する学校への復帰を促すための相談及び指導を行います。	学校教育課 子育て支援課
74 教育相談活動の充実 小・中学校における問題行動、不登校、適応指導教室の児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの有効活用など相談、指導の充実を図ります。	学校教育課
75 教職員研修の充実 市内小・中学校の教職員の専門性や指導力を向上させるための研修を、層別・課題別に充実します。	学校教育課



基本目標 4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

具体的施策 1 子どもの安全の確保

子どもが交通事故に遭うことなく、安心して安全に活動できる社会が求められています。しかしながら、交通事故の犠牲になる子どもの数は少なくありません。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止という観点に立って取り組むことが求められています。

子どもを交通事故から守るため、警察や幼稚園及び認定こども園、保育所(園)、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取組を推進します。

さらに、子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を実施します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
76 交通安全教育の推進	市民生活課
「ベコちゃんクラブ」により幼児に対する交通指導、小学1年生を対象とした交通指導、小学生への自転車の乗り方指導を実施します。 幼稚園・保育所(園)等や小学校、中学校において交通安全に対する実践的態度を育成するため、交通安全教室を実施します。	
77 チャイルドシートの正しい使用の徹底	市民生活課
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を実施するとともに、広報や子育て学級において周知を図ります。	
78 子どもを犯罪等から守るための取り組み	学校教育課
警察署、各学校等からの情報をもとに、不審者情報メールを配信し、学校や保護者と情報を共有します。学校警察連絡委員会や青少年センターを中心に、関係諸機関と連携し、犯罪の未然防止を図ります。	
79 学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進	総務課 生涯学習課 学校教育課
防犯指導員及びスクールガードリーダーによる防犯パトロールと見守り活動を実施します。 地域ごとにPTA防犯パトロールを実施するほか、関係機関と協働して防犯、安全のための啓発物資の配付活動を実施します。	

No.／事業名／事業内容		担当課
80	子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための不審者対応訓練の実施	学校教育課
小・中学校において、警察、青少年センター等の外部講師による不審者対応の訓練を実施します。		
81	「子ども１１０番の家」配置の推進	学校教育課
小学校区ごとに緊急避難場所である「子ども１１０番の家」の設置依頼をし、防犯協力体制の強化を図ります。		
82	安全管理に関する取り組み	学校教育課
小学校において、校内で発生した事件や事故などに迅速に対応するため、緊急通報システムの維持・管理をします。		



具体的施策2 子育てを支援する生活環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親、障害児・者、高齢者等に配慮した、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインに基づいた、道路交通環境の整備を推進します。

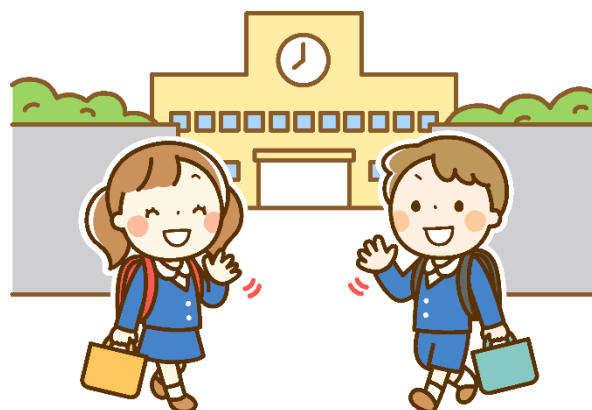
とりわけ、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化を推進し、子育て環境の整備を図ります。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
83 安全な道路環境の整備	建設課 市民生活課
交通安全施設の維持管理等に努めるとともに、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。また、関係機関に対し道路標識や路面標示の設置等による安全対策を要請し、すべての市民が安全に利用できる道路環境の整備を図ります。	
84 通学路の整備	学校教育課 建設課 市民生活課
通学路合同点検等に基づいて、危険箇所の事故防止対策や区画線等の路面標示の設置、カラー舗装化による歩車道の分離など、危険度や優先順位を勘案しながら関係機関と協力して、安全・安心な通学路の整備を推進します。旭市通学路交通安全プログラムに基づいて整備を進めるとともに、旭市通学路安全推進会議を設置します。	
85 公共施設等のバリアフリー化	都市整備課
子ども、障害者、高齢者等すべての人が安全で安心して利用できるよう、公園、公共施設の改修、新設の際に「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、各公園施設の立地条件を踏まえ、計画的なバリアフリー化を推進します。	
86 子育て世帯への情報提供	都市整備課
各種のバリアフリー施設、市内公園施設のバリアフリー化状況を詳細に把握し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。	
87 通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	総務課
犯罪のない住み良い環境づくりのため、防犯灯設置を推進し、夕暮れ時の安全確保を図ります。	
88 広報啓発活動による防犯意識の高揚	総務課
防犯に関する啓発活動を実施します。	

No.	事業名／事業内容	担当課
89	地域ぐるみの防犯体制の強化	総務課
	安全で安心なまちづくりのため、市及び市民、事業者、警察等が一体となった防犯対策の推進を図ります。	



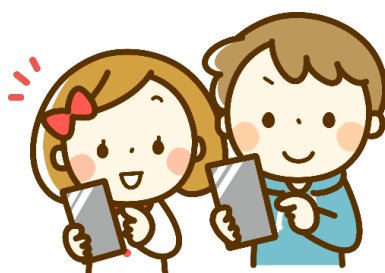
具体的施策3 有害環境対策の推進

次代を担う子どもたちが健全に成長することは誰もが望むことであります。一方、急激な情報化の進展などにより、子どもを取り巻く有害社会環境のもたらす悪影響が懸念されます。

有害図書などの調査や子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限、また、関係機関やボランティアなどの地域住民と協力し、インターネットの適切・安全・安心な利用や「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の普及促進、保護者に対する普及啓発の推進及び関係業界に対する自主的措置を働きかけるとともに、家庭、学校そして、地域における情報モラル教育を併せて推進します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
90 有害環境対策の推進	生涯学習課 学校教育課
学校、PTA、子ども会、区長等が参集し、インターネットやSNSの危険性や取扱いについての情報共有を図り、有害情報が子どもの目にふれないように要望していきます。	
91 情報モラル教育の推進	学校教育課
インターネットの適切で安全な利用や長時間利用の弊害、メディアへの過度な依存等を含めた情報モラル教育を推進します。	



基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

具体的施策1 児童虐待防止対策の強化

平成29年度の全国の児童虐待相談対応件数は133,778件で、統計を取り始めて以来毎年増加しています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成28年度の虐待による死亡人数は49人となっています。

こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、遅延なく対応することが求められています。

そのため、児童虐待の抜本的強化を図ることを目的に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会」の取組を強化します。また、国の基本指針では全市町村に対して令和4年度までに「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進し、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの幅広い知識と技術の向上及び児童虐待に係る関係機関等との連携による相談体制の強化を目指しており、本市においても設置に向けた検討を進めていきます。さらに、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等においては、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報の共有を図り、対応を強化します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
92 虐待防止ネットワークづくり	子育て支援課 市民生活課 学校教育課
市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	
93 育児不安や虐待等に関する相談体制の整備	子育て支援課 健康管理課
保健センター、子育て支援センターハニカム、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	

No./事業名/事業内容		担当課
94	幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実	学校教育課 子育て支援課
児童虐待防止法を教職員に周知し、学校等における児童虐待の早期発見に努め、関係機関への速やかな通報と支援の連携を図ります。		
95	地域における相談活動の充実	社会福祉課 市民生活課
民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。		
96	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング	学校教育課 子育て支援課
スクールカウンセラー、家庭相談員等による面接、電話相談の実施及び関係機関との連携により、きめ細やかな支援を推進します。		
97	相談体制の充実	子育て支援課
家庭相談員等による家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと、相談窓口の周知啓発を図ります。子どもや家族の方々ははじめどなたからの相談にも応じています。		
98	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。		
99	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築【新規】	健康管理課
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターを設置し、産後も安心して子育てができるように、産後ケア事業、産婦健康診査助成、産前・産後サポート事業などの事業を展開していきます。		
100	子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】	子育て支援課
すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。		

具体的施策2 ひとり親家庭への支援の充実

平成 27 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 389 世帯（一般世帯の 1.67%）で、父子世帯は 46 世帯（一般世帯の 0.20%）となっています。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の 81.8%が就労しており、母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）、父自身の平均年収は 420 万円（うち就労収入は 398 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの問題を抱えている現状が見受けられます。そのため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
101 ひとり親家庭等の福祉の充実	子育て支援課
児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	
102 ひとり親家庭への就労支援	子育て支援課
母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	
103 母子父子自立支援員による支援の充実	子育て支援課
母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	
104 母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課
20 歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付（無利子）を行います。	
105 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	子育て支援課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は、ひとり親家庭の保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	

具体的施策3 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援

【 経済的に困難を抱える子ども・家庭の現状と背景 】

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、養育の問題など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうした状況から、子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

国は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、子どもの貧困対策に関する大綱※の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困対策推進計画」を本計画に位置付け、総合的な貧困対策を推進します。

※P80 参照



【 子どもの貧困対策の具体的事業 】

1 早期発見のための取組の強化

妊娠期から20歳代前半までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

No.／事業名／事業内容		担当課
106	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問事業）【再掲】	健康管理課
生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。		
107	育児相談、指導等の充実【再掲】	健康管理課 子育て支援課
保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所（面接）による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。子育て支援センターハニカムや家庭相談員による育児相談事業を行います。		
108	乳幼児栄養指導の充実【再掲】	健康管理課
乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。		
109	母子父子自立支援員による支援の充実【再掲】	子育て支援課
母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。		
110	地域における相談活動の充実【再掲】	社会福祉課 市民生活課
民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。		

2 生活支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

No.／事業名／事業内容		担当課
111	生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持することができなくなるおそれのある者）に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図ります。		
112	母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】	子育て支援課
20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付（無利子）を行います。		

No.／事業名／事業内容		担当課
113	障害児在宅福祉サービス等の充実	社会福祉課
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。 児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。		
114	生活保護制度	
生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。保護は生活扶助とその他の扶助（教育・生業・医療等）があり、保護を受ける人の世帯構成や収入等の状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。		社会福祉課
115	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進【再掲】	生涯学習課
平日放課後に各小学校で実施する「子ども教室」では、地域と連携して万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内全 15 小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するもの作り科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。		

3 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

No.／事業名／事業内容		担当課
116	思春期における心の問題の対応【再掲】	学校教育課
心の問題に対応できるよう、養護教諭や中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。		
117	キャリア教育の充実【再掲】	学校教育課
学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。		
118	育英資金給付事業	学校教育課
特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校・大学等への修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図ります。		
119	要保護準要保護児童・生徒援助費	学校教育課
経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育法に基づいて必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。		

No.／事業名／事業内容		担当課
120	進学準備給付金	社会福祉課
大学等へ進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。		

4 就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

No.／事業名／事業内容		担当課
121	ひとり親家庭への就労支援【再掲】	子育て支援課
母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。		
122	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実【再掲】	学校教育課
市内全 15 小学校区 22 放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実に努めます。		
123	ひとり親家庭等の福祉の充実【再掲】	子育て支援課
児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。		

5 経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう周知に努めます。

No.／事業名／事業内容		担当課
124	妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）【再掲】	健康管理課
妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊娠健康診査を定期的に受診するように、14 回分の健康診査の助成を行います。		
125	支出を抑える地域の活動支援	子育て支援課
子育て支援センターハニカムのゆずりあい広場で、子育てに関する用品の交換など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。		

No./事業名/事業内容	担当課
126 子育て家庭への経済的支援の充実【再掲】 国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。 子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生（入院のみ中学3年生までの助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生（償還払い）までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課
127 旭市独自の子育て支援サービスの充実【再掲】 第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課
128 幼児教育・保育無償化制度【再掲】 「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
129 幼児教育への助成の充実【再掲】 新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。 旭市独自の取り組みとして、第3子以降（18歳までの子どもの中で3番目以降）の子どもの給食費等に対して補助します。	庶務課
130 実費徴収に係る補足給付事業【再掲】 新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降（小学校3年生までの子どもの中で3番目以降）の子どもの副食費に対して補助します。	庶務課
131 学校給食費の第3子以降の無料化【再掲】 市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料を継続します。	学校教育課
132 生活福祉資金貸付制度 他からの融資が受けられない所得の比較的小さい世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者（身体障害者手帳所持）、知的障害者（療育手帳所持）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てるための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。 資金の使途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。 資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。	旭市社会福祉協議会

6 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

No./事業名/事業内容		担当課
133	子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	子育て支援課
すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。		
134	虐待防止ネットワークづくり【再掲】	子育て支援課 市民生活課 学校教育課
市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。		
135	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備【再掲】	子育て支援課 健康管理課
保健センター、旭市子育て支援センター、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。		
136	母子父子自立支援員による支援の充実【再掲】	子育て支援課
母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。		

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について

目的・理念

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進する。
- 社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として推進する。
- 子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況の変化に応じて包括的かつ早期に講じて推進する。
- 子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえて推進する。

分野横断的な基本方針

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

分野ごとの基本方針

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

具体的施策4 障害児のいる家庭への支援の充実

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、ひとり一人の希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実が必要です。

また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

そのため、障害の早期発見・療育のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容		担当課
137	障害児保育への対応	子育て支援課 学校教育課
保育所等や放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受入に努め、施設設備、職員体制の充実を図りながら、障害を持たない児童との統合保育を行い、障害児保育の充実を推進します。		
138	医療的ケア児支援体制の整備	子育て支援課
医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、保育所において医療的ケアを有している児童もその他の児童と変わらず受け入れる体制を整備していきます。		
139	児童発達支援センターの整備の推進	社会福祉課
障害児の早期療育のために、小児リハビリテーション、療育相談等を行う児童発達支援センターの整備を推進します。推進にあたっては、医療との連携に配慮し、広域的な利用を視野に入れて近隣市町と協力し進めます。		
140	障害児在宅福祉サービス等の充実【再掲】	社会福祉課
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。 児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。		
141	乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病等の早期発見、治療の推進	健康管理課
乳幼児健診やことばや発達の相談の場で、発育、発達等の遅れの疑いがある場合、医療機関への精密検査票の発行や相談先を紹介し受診を勧奨します。		

No./事業名/事業内容	担当課
142 相談体制の整備 相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を（社）ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センターに設けます。また、地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じます。 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族等からの各種相談に応じられる体制の充実を図ります。 障害児の就学や保育所、幼稚園への入園についての相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
143 関係機関との連携等 保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、こども発達センター、特別支援学校等の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を軽減するよう努めます。 平成 25 年度に市が設置した旭市こども発達センターにより、児童発達支援事業の拡充を図ります。 旭市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整、推進します。	社会福祉課 健康管理課 子育て支援課
144 特別支援学校卒業生の就労支援 東総就業センター・地域生活支援センターを中心に、地域自立支援協議会、教育、福祉等の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図ります。 福祉作業所における就業体験の実施等就職の支援を図ります。	社会福祉課

具体的施策5 外国につながる子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【 具体的事業 】

No.／事業名／事業内容		担当課
145	ホームページの多言語対応	秘書広報課
日本語が不自由な外国籍の市民などに、市の情報を提供し理解してもらうために市ホームページでは3言語の訳標記で対応します。		
146	外国語表記のチラシ・ごみ袋の作成	環境課
外国語を表記したチラシ「ごみの分け方・出し方」を作成し、希望者に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、市内に住む外国人にごみの分別方法・ルールに関する情報を提供します。また、外国語を表記したごみ袋も作成・販売します。		
147	帰国子女及び外国籍の子どもとのコミュニケーション向上	学校教育課
小・中学校に自動翻訳機を導入して活用することにより、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもとの学校生活におけるコミュニケーション向上を図ります。		
148	やさしい日本語での情報提供【新規】	子育て支援課
子育てに関するサービスについて、やさしい日本語で情報を発信します。また、保育所（園）に在園しているお子さんの保護者にも園生活について、わかりやすく情報を発信します。		



第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開



第5章 子ども・子育て支援事業計画の展開

第1節 子ども・子育て支援新制度の全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応も課題です。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と地域型保育給付及び未移行の幼稚園、認可外保育施設等の利用支援からなる「施設等利用費（新設）」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

なお、本市では、13事業以外にも、第3子以降のお子さんを出産された子育て世帯へのお祝い金を支給する「出産祝金支給事業」や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者へ紙おむつ購入券を支給する「乳幼児紙おむつ給付事業」など、市独自の施策を今後も展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを実施します。

〈新制度における給付・事業の体系〉

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

施設等利用費

- 幼稚園（未移行）
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

地域子ども・子育て支援事業

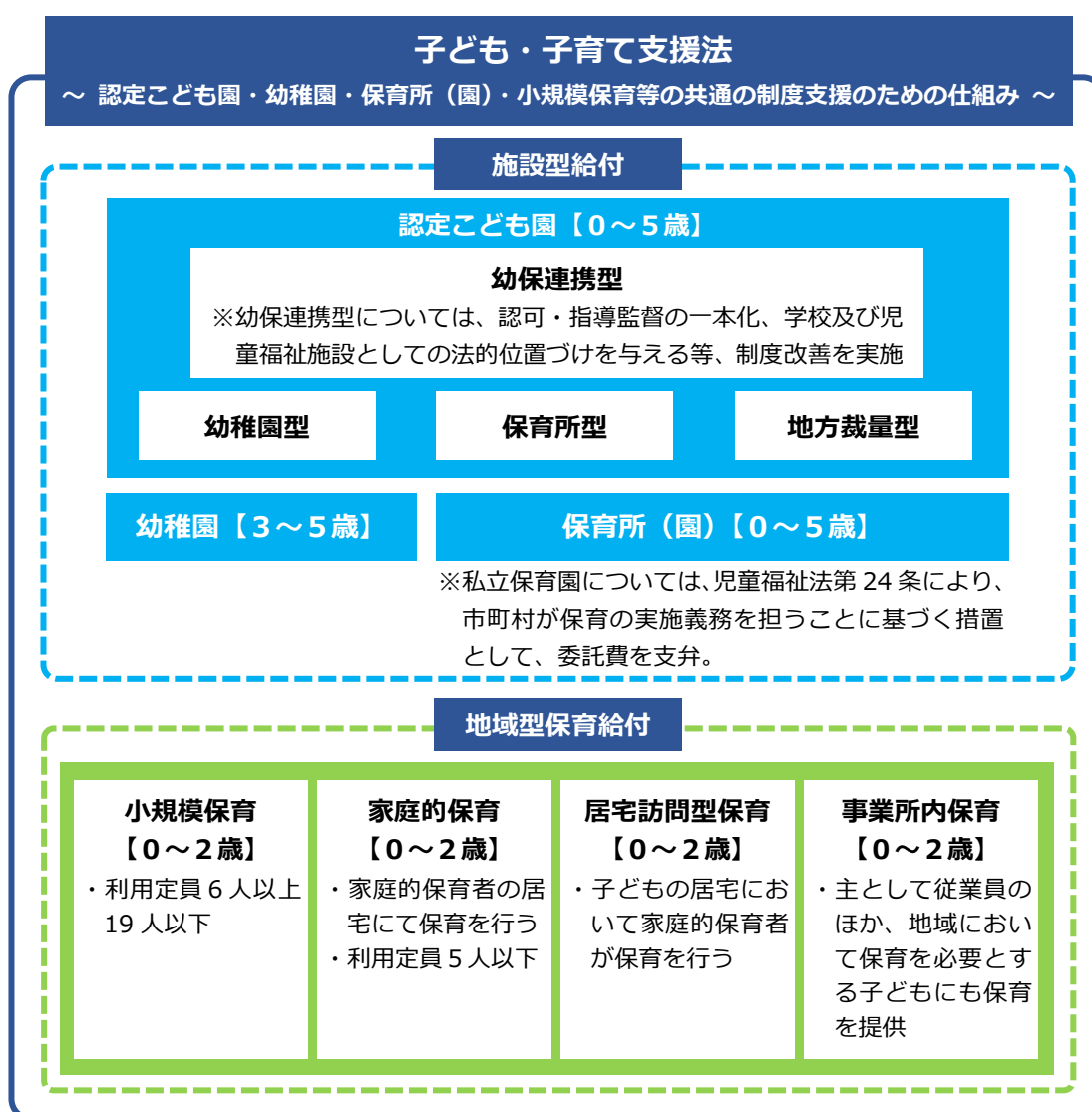
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業（その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第2節 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの幼児期の教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入しており、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

〈給付の対象となる施設・事業〉



第3節 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

1. 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

〈認定の種類〉

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

2. 認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア. 就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ. 就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族等の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由

(2) 区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

ア. 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用(1日最大11時間の保育)

イ. 保育短時間

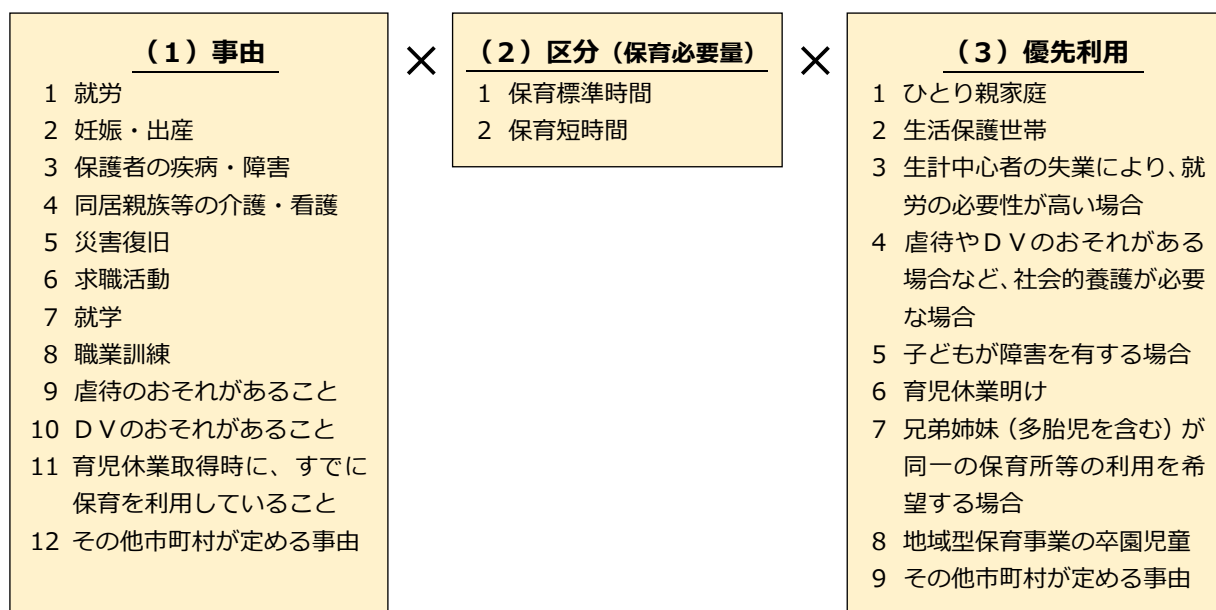
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用(1日最大8時間の保育)

※旭市では、下限時間を48時間以上と設定

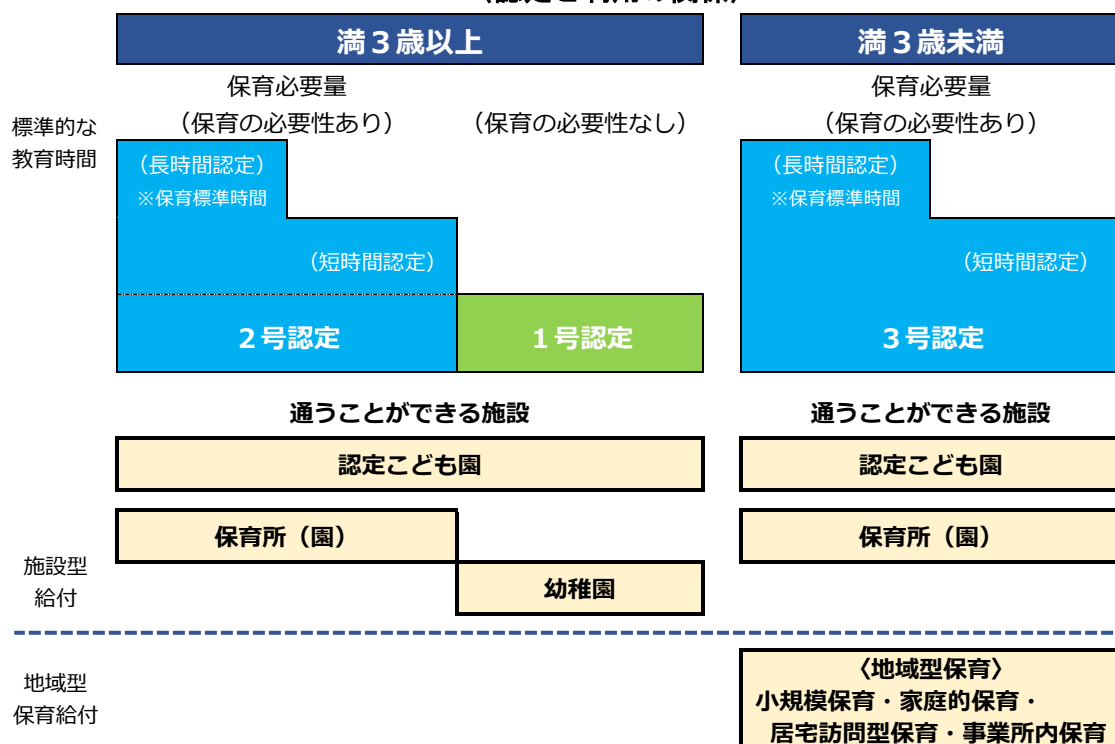
(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

〈新制度における給付・事業の体系〉



〈認定と利用の関係〉



第4節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

そこで、本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず広げられるよう、交通事情による利用者の通園等の動線、地理的条件などを考慮し、市内を一つの単位として区域の設定をします。



第5節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みと確保方策（確保体制）は次のとおりです。量の見込みは、各施設における事業の実績（利用率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。なお、施設型給付及び地域型保育給付の1号認定・2号認定・3号認定の内訳は、教育・保育の利用実績及び旭市に居住する児童の見込みから算出しています。

〈市内に居住する児童の教育・保育の量の見込みと確保方策の内訳〉

単位：人

		令和元年度(実績見込み)				令和2年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		271	1,203	53	592	241	1,173	49	558
②確保の内容	特定教育・保育施設	230	1,273	122	605	206	1,275	122	614
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	240	0	0	0	240	0	0	0
	市外の施設	0	9	1	9	0	9	1	8
	合 計	470	1,282	123	614	446	1,284	123	622
②－①		199	79	70	22	205	111	74	64
		令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		225	1,097	47	538	212	1,030	46	547
②確保の内容	特定教育・保育施設	206	1,275	122	614	196	1,280	122	619
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	240	0	0	0	240	0	0	0
	市外の施設	0	8	1	8	0	8	1	8
	合 計	446	1,283	123	622	436	1,288	123	627
②－①		221	186	76	84	224	258	77	80
		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		195	949	45	555	183	890	44	565
②確保の内容	特定教育・保育施設	196	1,280	122	619	186	1,285	122	624
	特定地域型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	240	0	0	0	240	0	0	0
	市外の施設	0	7	1	8	0	7	1	9
	合 計	436	1,287	123	627	426	1,292	123	633
②－①		241	338	78	72	243	402	79	68

2. 教育・保育事業を利用する割合

0～5歳の人口における教育・保育事業を利用する割合は、令和元年度では78.5%となりますが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育無償化に伴い、保育ニーズへの需要が高まると予測されることから、令和6年度には80.3%をめざします。

〈教育・保育事業の利用人数〉

単位：人

	0～5歳の人口	教育・保育事業の利用者数	0～5歳の人口に占める割合
令和元年度	2,698	2,119	78.5%
令和6年度	2,094	1,682	80.3%

3. 教育・保育事業利用者の割合の内訳

教育・保育事業を利用する割合の内訳は、令和6年度には、幼稚園 3.6%、保育所（園）62.4%、認定こども園 13.6%、小規模保育 0.7%をめざします。

〈教育・保育事業の施設数〉

単位：施設

	施設数 合計	幼稚園	保育所（園）	認定こども園	小規模保育
令和元年度	22	1	18	3	0
0～5歳の人口に占める割合	78.5%	3.1%	61.3%	14.1%	0.0%
令和2年度	22	1	18	3	0
令和3年度	22	1	18	3	0
令和4年度	22	1	18	3	0
令和5年度	22	1	18	3	0
令和6年度	22	1	18	3	1
0～5歳の人口に占める割合	80.3%	3.6%	62.4%	13.6%	0.7%

第6節 子ども・子育て支援給付

1. 施設型給付費

(1) 認定こども園

- ・現在、民間の幼稚園型認定こども園3施設へ運営費を給付しています。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 ※	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	369	381	348	327	312	297	286

※令和元年4月1日現在実績

【見込み量確保にむけての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

(2) 幼稚園

- ・子ども・子育て支援新制度への移行又は認定こども園への移行を推進します。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 ※	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	87	84	87	87	83	78	75

※令和元年4月1日現在実績

【見込み量確保にむけての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

(3) 認可保育所

- ・現在の認可保育所を運営しながら、認定こども園への移行を推進します。
- ・現在、民間の認可保育所5施設へ運営費を給付しています。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 ※	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	1,670	1,654	1,586	1,493	1,425	1,354	1,306

※令和元年4月1日現在実績

【見込み量確保にむけての方策】

- ・現在の利用状況及び利用意向を踏まえて、受け入れ体制の充実を図ります。

2. 地域型保育給付事業

旭市では施設型給付事業に加え、保育の質を確保した上で、地域型保育事業を積極的に活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

(1) 家庭的保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について家庭的保育者※の居宅その他の場所で、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。

※家庭的保育者：市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者

【見込み量確保にむけての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、研修の場の拡充を図る等家庭的保育者の育成を図ります。

(2) 小規模保育事業

主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上 19人以下です。

- ① 0～2歳の保育は小規模保育事業を中心に拡充します。
- ② 私立幼稚園等が設置・運営する小規模保育事業を支援します。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	0	0	0	0	15	15	15

【見込み量確保にむけての方策】

- ・今後のサービス利用の増加に対応できるよう、サービス事業者の参入を図ります。

（３）事業所内保育事業

事業主（企業）等が、従業員の主に満３歳未満の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。

【見込み量確保にむけての方策】

- ・今後のサービスの増加に対応できるよう、各事業者（企業）への情報提供に努めるとともに、事業への参加の働きかけを行います。

（４）居宅訪問型保育事業

主に満３歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

【見込み量確保にむけての方策】

- ・今後のサービスの増加に対応できるよう、研修の場の拡充を図る等家庭的保育者の育成を図ります。

3. 施設等利用費

「幼児教育・保育の無償化」の施行に伴い、「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」以外で、市から認定を受けた子どもが、市から確認を受けた施設・事業を利用した際に要する費用（利用料）を給付します。

（１）幼稚園<未移行>

- ・未移行の幼稚園を利用している満3歳から5歳児に対して、入園料・保育料を月額25,700円まで無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	0	100	100	100	100	100	100

（２）預かり保育事業

- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円まで利用料を無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	0	80	82	82	82	82	82

（３）一時預かり事業

- ・認定こども園や認可保育所の一時預かり事業の利用に際し、月額37,000円まで無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内利用者	0	16	16	16	16	16	16

(4) 認可外保育施設等

- ・認可保育所や認定こども園等を利用できず認可外保育施設等の利用に際し、3歳児以上児月額 37,000 円（3 歳未満児 42,000 円）までの利用料を無償とします。

【量の見込み】

単位：人

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市内利用者	0	16	16	14	15	15	13



第7節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施する事業です。

- 基本型・特定型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。
- 母子保健型：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。

【市の現状】

本市では、子育て支援センターハニカムにおいて、就学前の教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）への入園相談や情報提供、各種地域子ども・子育てサービス（一時預かり、病児保育、延長保育など）について、保護者がサービスを十分理解して活用できるようコーディネートを行っています。

【量の見込み】

単位：か所

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	1
母子保健型	—	—	1	1	1	1	1

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

母子保健型を令和2年度に開設し、基本型と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる支援を提供します。

地域の実情を踏まえた柔軟な対応ができるよう、支援体制の強化を図るとともに、市民からの要望に適切に応えることができるよう、職員に対する研修の場の充実を図り、知識と能力の向上を図ります。

また、支援のために適切な調整ができるよう、関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の子育て家庭が気軽に集まることで、子育て中の親子の交流を深めたり、様々な子育て支援サービスを受けることができる場を提供することで、子育てを支援する事業です。

【市の現状】

本市では、それぞれの地域の実情にあわせ、6か所の地域子育て支援拠点が展開されています。子どもたちの健やかな成長を応援し、子育て親子をサポートしています。

【量の見込み】

単位：人回、か所

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14,476	15,538	16,280	16,280	16,280	16,280	16,280
実施か所数	6	6	6	6	6	6	6

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。

【市の現状】

妊娠期間中に必要な 14 回の妊婦健康診査及び、H I V抗体検査、子宮頸がん検診（細胞診）、B型・C型肝炎ウイルス検査、H T L V－1 抗体検査、性器クラミジア検査の助成券を妊婦届出時に交付しています。また、里帰り等のため委託医療機関以外で受診された方に対しても償還払いにより助成しています。

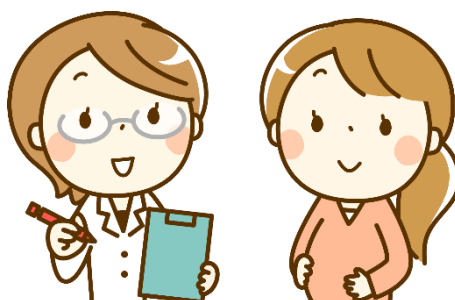
【量の見込み】

単位：人回

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	4,927	4,918	4,270	4,153	4,036	3,942	3,849

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦と胎児の健康保持のため、医療機関との調整を図り、提供体制の確保に努めるとともに、手帳配布時に事業内容の説明を行い、健康診査の受診率の向上を図ります。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。

【市の現状】

家庭訪問では、育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票を使い、具体的な不安の解消に努めています。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	390	448	365	355	345	337	329

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対して、保健師や助産師が訪問できるように、人材の確保と育成を図ります。



(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、又は出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。

【市の現状】

若年妊婦及び精神疾患を持つハイリスク妊婦への訪問や、乳児家庭全戸訪問を通して、連携を図りながら、支援の必要な対象者への指導、助言等を行っています。

【量の見込み】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	40	40	40

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

児童虐待に関する相談や乳児家庭全戸訪問等により、児童の養育について積極的に支援することが必要とされる家庭に対し、組織的な支援体制の整備を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。

【市の現状】

旭市では実施していません。

【量の見込み】

単位：人日、か所

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	7	7	7	7
施設数	0	0	0	1	1	1	1

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

市内の事業者と連携を図りながら子育て短期支援事業を実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【市の現状】

旭市では実施していません。

【量の見込み】

単位：人日

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0	240

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

ニーズにあった提供体制を実現できるよう検討します。

（８）一時預かり事業【幼稚園型／幼稚園型以外】

【事業概要】

一時預かり事業の幼稚園型とは、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

一時預かり事業の幼稚園型以外とは、家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

【市の現状】

一時預かり事業の幼稚園型は、認定こども園 1 か所で実施しています。

一時預かり事業の幼稚園型以外は、公立保育所 13 か所、私立保育園 1 か所で実施しています。

【量の見込み】

単位：人日

一時預かり事業 【幼稚園型】	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	10,712	10,721	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975

単位：人日

一時預かり事業 【幼稚園型以外】	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	3,575	3,333	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

一時預かり事業の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供事業者の参入を促進します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

時間外保育事業（延長保育事業）は、保育標準時間 11 時間（保育短時間にあつては8時間）を超えて保育サービスを提供する事業です。

【市の現状】

本市では、公立保育所 13 か所、私立保育園5か所、認定こども園 1 か所で保育標準時間 11 時間（保育短時間にあつては8時間）を超えて保育サービスを提供しています。

【量の見込み】

単位：人、か所

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	310	344	366	366	366	366	366
施設数	19	19	19	19	19	19	19

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の利用状況や利用意向を踏まえて、サービス提供体制の拡充を図ります。

(10) 病児保育事業

【事業概要】

児童が発熱等の急な病気となった場合や病気回復期にある場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

また、在園中体調不良児を保護者が迎えにくるまでの間、緊急的に対応する事業です。

【市の現状】

本市では、公立保育所1か所、私立保育園1か所、認定こども園1か所で体調不良児対応型を実施しています。

【量の見込み】

単位：人日、か所

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,322	1,312	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439
施設数	3	3	4	4	4	4	4

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

令和2年度から公立保育所1か所を追加して事業を実施していきます。

仕事と子育ての両立支援の一環として、利用状況や利用意向等を踏まえ、病児保育事業を運営し、提供体制の確保に努めます。



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間保育できない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

【市の現状】

本市では、15 小学校区で 22 か所の放課後児童クラブを開設しています。

【量の見込み】

単位：人、か所

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	693	773	792	796	759	752	708
低学年	621	673	694	700	664	662	618
高学年	72	100	98	97	95	90	90
施設数	22	22	22	22	22	22	22
一体的又は連携 による放課後児 童クラブ及び放 課後子ども教室 (か 所 数)	0	0	0	15	15	15	15

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の利用状況や利用意向を踏まえて、民間の事業者の参入も含め受け入れ体制の拡充を図ります。



（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は給食費の副食材料費用の一部を助成する事業です。

【市の現状】

新制度に移行していない幼稚園で実施しています。低所得世帯及び第3子以降の子どもの副食費に対して補助します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

また、認定こども園において、特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するための事業であります。

【市の現状】

旭市では実施していません。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの一覧

事業		単位	実績	見込み	量の見込み				
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援事業		か所	1	1	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業		人回	14,476	15,538	16,280	16,280	16,280	16,280	16,280
妊婦健康診査		人回	4,927	4,918	4,270	4,153	4,036	3,942	3,849
乳児家庭全戸訪問事業		人	390	448	365	355	345	337	329
養育支援訪問事業		人	0	0	0	0	40	40	40
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ事業)		人日	0	0	0	7	7	7	7
ファミリー・サポート・センター 事業		人日	0	0	0	0	0	0	240
一時預かり 事業	幼稚園型	人日	10,712	10,721	10,975	10,975	10,975	10,975	10,975
	幼稚園型以外	人日	3,575	3,333	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511
時間外保育事業 (延長保育事業)		人	310	344	366	366	366	366	366
病児保育事業		人日	1,322	1,312	1,439	1,439	1,439	1,439	1,439
放課後児童健全育 成事業(放課後児 童クラブ)	低学年	人	621	673	694	700	664	662	618
	高学年	人	72	100	98	97	95	90	90

※令和元年 10 月末時点の実績見込値



資料編



資料編

1. 旭市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、旭市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、4年とし、連続して委嘱できる期数は、3期までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 旭市子ども・子育て会議委員名簿

〔任期〕平成29年12月1日～令和3年11月30日

※敬称略

氏 名	区 分	摘 要	備 考
鈴木 正美	第5条第1号に規定する 学識経験者	教育・児童福祉等に関して広く、 深い見識を持った方	会 長
林 芳枝	第5条第1号に規定する 学識経験者	教育・児童福祉等に関して広く、 深い見識を持った方	
常世田 敏彦	第5条第2号に規定する 教育関係者	旭市校長会 (旭市立飯岡小学校 校長)	平成31年4月～
鈴木 教義	第5条第2号に規定する 教育関係者	私立認定こども園 (あさひこひつじ幼稚園 園長)	
田邊 房代	第5条第3号に規定する 保育関係者	私立保育園 (おうめい保育園 園長)	
高木 智子	第5条第4号に規定する 子育て支援事業に従事す る者	地域子ども・子育て支援事業 従事者	副会長
大久保 正樹	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	旭市PTA連絡協議会	
加瀬 栄子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	私立認定こども園の推薦による 児童の保護者	
塚本 美奈子	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	私立保育園入所児童の保護者	
安藤 崇	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
島田 浩美	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
佐久間 佳美	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
宮内 美由紀	第5条第5号に規定する 子どもの保護者	公立保育所入所児童の保護者	
角崎 勝美	第5条第6号に規定する 市長が必要と認める者	旭市民生委員児童委員連絡協議会	
柳 明美	第5条第6号に規定する 市長が必要と認める者	旭市保健推進員協議会	

3. 施設一覧

〔旭市役所〕

施設名称	住所	電話番号
旭市役所（代表）	旭市二の 1920	62-1212
子育て支援課子育て支援班		62-8012
子育て支援課保育班		62-5313
社会福祉課障害福祉班		62-5351
健康管理課予防班（旭保健センター）	旭市二の 2787-1	63-8766
健康管理課支援班（飯岡保健センター）	旭市横根 3520	57-3113

〔旭市教育委員会〕

施設名称	住所	電話番号
庶務課庶務班	旭市高生 1 （海上支所内）	55-5721
学校教育課学務班		55-5724
学校教育課指導班		55-5726
生涯学習課社会教育班		55-5727

〔地域子育て支援拠点事業／子育て相談窓口〕

施設名称	住所	電話番号
子育て支援センターハニカム	旭市二の 1920	62-7099
サンライズ子育て支援センター	旭市口の 245-3	64-1515
おうめい子育て支援センター	旭市江ヶ崎 12-2	55-3328
サポートセンターつまき子供の丘	旭市蛇園 5354	50-3012
子育て支援センターたんぼぼ	旭市入野 2170-5	68-2120
あさひこひつじ幼稚園子育て支援センター	旭市二の 6544	63-3700

〔相談窓口〕

施設名称	住所	電話番号
家庭児童相談室（子育て支援課）	旭市二の 1920	62-5362
教育相談（学校）（学校教育課）	旭市高生 1	55-5726
教育相談（家庭）（生涯学習課）	旭市高生 1	55-5747

〔児童発達支援事業〕

施設名称	住所	電話番号
旭市こども発達センター	旭市高生 1	74-3733

〔私立幼稚園〕

施設名称	住所	電話番号
旭幼稚園	旭市口の 898	62-0788

〔私立認定こども園〕

施設名称	住所	電話番号
あさひこひつじ幼稚園	旭市二の 6544	63-3700
うなかみ幼稚園	旭市後草 1516	55-2643
いいおか幼稚園	旭市飯岡 2126-1	57-3332

〔公立保育所〕

施設名称	住所	電話番号
旭市立中央第一保育所	旭市ハの 58-6	62-2378
旭市立中央第二保育所	旭市二の 2390	63-6051
旭市立中央第三保育所	旭市イの 1835	63-7700
旭市立日の出保育所	旭市野中 4545	62-0704
旭市立とみうら保育所	旭市中谷里 3366	62-2600
旭市立ゆたか保育所	旭市井戸野 2396	62-2580
旭市立共和保育所	旭市新町 771-1	62-0615
旭市立池の端保育所	旭市江ヶ崎 1057	62-3456
旭市立海上保育所	旭市岩井 196	55-3070
旭市立いいおか保育所	旭市萩園 1752-1	57-3242
旭市立まんざい保育所	旭市萬歳 356	68-2510
旭市立古城保育所	旭市鎬木 1966	68-2206
旭市立干潟保育所	旭市鎌数 9401-3	62-0397

〔私立保育園〕

施設名称	住所	電話番号
サンライズベビーホーム	旭市口の 245-3	64-1515
おうめい保育園	旭市江ヶ崎 12-2	55-3328
鶴巻保育園	旭市蛇園 5354	55-3201
ひかり保育園	旭市飯岡 2115-2	57-2884
干潟町中央保育園	旭市入野 2170-5	68-2120

〔公立小学校・中学校〕

施設名称	住所	電話番号
旭市立中央小学校	旭市ハの 74	62-0142
旭市立琴田小学校	旭市琴田 2864-1	62-0876
旭市立干潟小学校	旭市鎌数 9508	62-2502
旭市立富浦小学校	旭市中谷里 3383-2	62-2700
旭市立矢指小学校	旭市椎名内 1278	62-0734
旭市立共和小学校	旭市新町 771	62-0179
旭市立豊畑小学校	旭市井戸野 2738	62-2581
旭市立鶴巻小学校	旭市蛇園 5533	55-2240
旭市立滝郷小学校	旭市清滝 821	55-3009
旭市立嚶鳴小学校	旭市高生 3610	55-2161
旭市立三川小学校	旭市三川 4643	57-2072
旭市立飯岡小学校	旭市飯岡 2020-1	57-2048
旭市立中和小学校	旭市清和甲 181	68-2046
旭市立萬歳小学校	旭市萬歳惣堀番外 1	68-2027
旭市立古城小学校	旭市鍋木 2699	68-2421
旭市立第一中学校	旭市ハの 2304	62-0159
旭市立第二中学校	旭市二の 2510-1	62-0049
旭市立海上中学校	旭市高生 77	55-2150
旭市立飯岡中学校	旭市横根 3746	57-2119
旭市立干潟中学校	旭市入野 2170	68-2456

〔公園等〕

施設名称	住所	電話番号
旭スポーツの森公園（旭市総合体育館）	旭市二の 5491	64-1101
袋公園	旭市鎌数 4013	
旭文化の杜公園	旭市ハの 250-1	
三川ふれあい公園	旭市三川 3719-4	
海上コミュニティ運動公園	旭市高生 7	
滝のさと自然公園	旭市岩井 1000	
萬歳自然公園	旭市櫻井 363-1	
中央児童遊園	旭市口の 1425	
長熊釣堀センター	旭市萬力 3566-1	68-4602
海上キャンプ場	旭市岩井 1000	55-5250
いいおかみなと公園	旭市下永井 814	

第2期旭市子ども・子育て支援事業計画
〈子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”〉
令和2年3月

発行 旭市
編集 旭市 子育て支援課
〒289-2595
旭市二の 1920
TEL 0479-62-8012
URL <http://www.city.asahi.lg.jp/>

